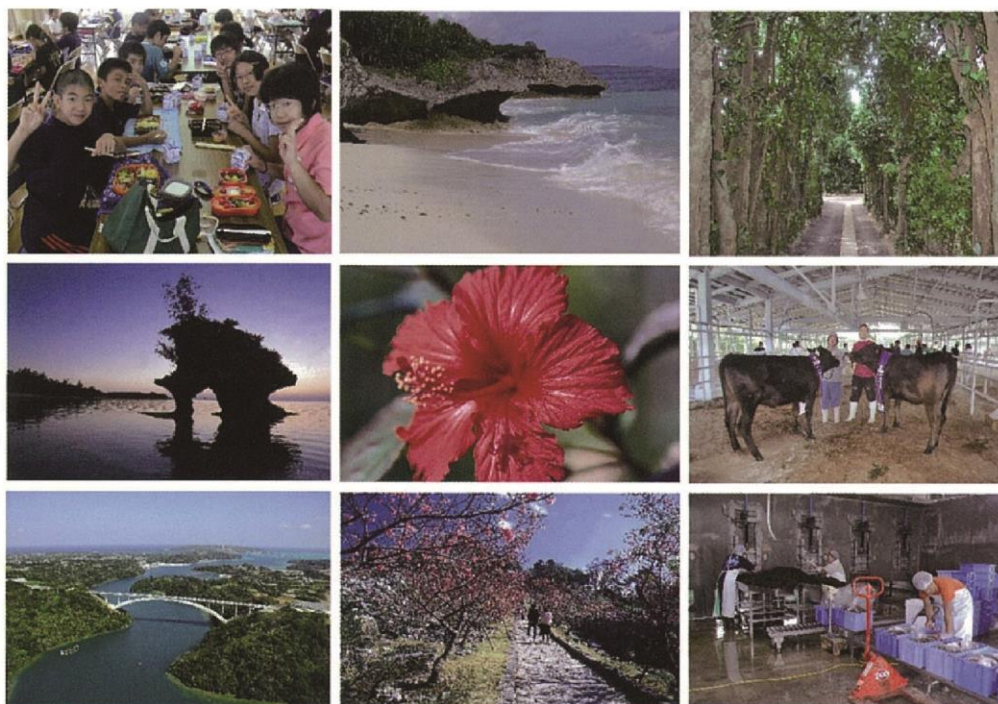


今帰仁村第四次総合計画 後期基本計画

～ ムラ・人・農が織りなすゆがふむら・今帰仁 ～



平成29年3月
沖縄県今帰仁村

今帰仁村第四次総合計画

後期基本計画

～ ムラ・人・農が織りなすゆがらむら・今帰仁 ～

『ムラ・人・農が織りなす ゆがふむら・今帰仁』を目指して



本村は、昭和 49 年（1974 年）に「総合開発計画・基本構想」を初めて策定し、平成 4 年（1992 年）に「第二次基本構想」、平成 14 年（2002 年）に「第三次基本構想」を策定し、むらづくりに努めてきました。

第二次基本構想は「自然と歴史とロマンに満ち、躍動するむら」、第三次基本構想は「農が織りなすゆがふむら・今帰仁」を将来像と位置づけ、その実現に向けた各種施策を展開してきました。その後、近年の社会情勢の変化に伴って、村民の生活意識や価値観の多様化、高齢化等の問題をはじめ、本村をとりまく環境も変化しており、こうした情勢に対応するための新たな視点にたった魅力ある施策の展開が求められていました。

このため、これまでの総合計画の基本的な考え方を受けつぎながら、『ムラ・人・農が織りなすゆがふむら・今帰仁』を将来像として、第四次基本構想を平成 24 年に策定しました。

本基本計画は、今帰仁村第四次総合計画基本構想で設定した将来像『ムラ・人・農が織りなすゆがふむら・今帰仁』を具体化するための基本施策を示すものであり、村民福祉の増進につながるものと考えております。

後期基本計画策定に際しては、基本構想に基づく前期基本計画の進捗や社会情勢などを整理・分析したうえで、評価・検証し、住民意見を踏まえ、沖縄 21 世紀ビジョンの動向を見据えて策定しました。

今後とも、計画実現のため、積極的に各種施策を推進し、多くの方々の英知を結集して、私の政策目標である「創ろう！みんなの力で！元気な今帰仁村を」を掲げ、活力あるむらづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

最後に、この計画の策定に際して、ご指導、ご協力をいただきました関係者各位に心より感謝申し上げます。

今帰仁村長 喜屋武 治樹

今帰仁村村民憲章

わたしたちは、今帰仁村民として誇りと責任をもち
この憲章を定め、実践につとめます。

一、みんなで守ろう 恵まれた自然と文化遺産を

一、みんなでつくろう うるおいとやすらぎのある村を

一、みんなで育てよう のびゆく力と豊かな心

一、みんなでめざそう 健康で希望に満ちた村を

一、みんなで築こう 平和で明るい活力のある村を

制定日 平成五年九月十日

目次 -INDEX-

総論

第1章 基本計画策定にあたって	1
1節 後期基本計画策定の趣旨及び期間	2
2節 将来像及び将来人口	3
第2章 今帰仁村の概況	5
1節 自然条件	6
(1)位置と面積	
(2)地勢	
(3)気候	
(4)動植物	
2節 社会条件	9
(1)人口及び世帯数	
(2)人口動態	
(3)人口構成	
(4)人口移動	
(5)労働力の状態	
(6)就業構成	

部門別構想 ～将来実現に向けて～

第3章 人が輝き、自然があふれる癒しのむら【自然環境保全構想】	17
1節 やんばる型土地利用の原則を守る	18
(1)やんばる型土地利用の保全・継承	
2節 自然環境の保全・再生	20
(1)良好な自然環境の保全・再生	
3節 癒しの空間としての活用	23
(1)自然環境を活用した癒しの空間	
第4章 豊かな自然に育まれた「食」が奏でる活気あるむら【産業振興構想】	25
1節 第一産業を基盤とした積み上げ方式の産業振興	26
(1)地域を支える農業の振興	
(2)亜熱帯海洋性気候を活かした林業の振興	
(3)地域特性を活かした水産業の振興	

2 節 地域資源を活かした観光振興	51
(1) 地域力を活かした観光の振興	
3 節 地域商工業の振興	54
(1) 商業の振興	
(2) 工業の振興	
(3) 農林水産加工業の振興	
第5章 地域で育てる生活環境	
～海・山・川・未来へつなぐやすらぎのむら～【生活環境整備構想】	63
1 節 美しい景観の保全・整備	64
(1) 良好な景観資源を活用したむらづくり	
2 節 生活基盤の整備推進	66
(1) 多様な道路環境づくり	
(2) 公共施設の整備	
3 節 定住促進に向けた住環境整備	71
(1) 魅力ある住環境の整備	
4 節 環境衛生の向上	75
(1) 環境衛生の向上	
(2) リサイクルの推進	
(3) 生活用水の安全確保	
第6章 つながる、つなげる元気むら	
スマイル・コミュニティ今帰仁【健康・福祉・防災拡充構想】	85
1 節 保健・医療・福祉の拡充	86
(1) 健康づくりの充実	
(2) 国民健康保険・国民年金の充実	
(3) 高齢者への支援	
(4) 障がい者（児）への支援	
(5) 低所得者への支援	
(6) 子ども・子育て支援	
(7) 地域福祉の充実	
2 節 スポーツ・レクリエーション活動の充実	124
(1) スポーツ・レクリエーション活動の環境整備	
(2) スポーツ・レクリエーション活動の支援体制の整備	

3 節 消防・救急・防災体制の強化	128
(1) 消防・救急体制の強化	
(2) 防災・防犯・交通安全の強化	
第7章 大人も子供も学べる豊かで誇りあるむら【教育・文化振興構想】	137
1 節 特色ある学校教育の充実	138
(1) 北山学園プロジェクトの推進	
2 節 生涯学習活動の充実	147
(1) 生きがいつくりに繋がる学習機会の創出	
3 節 地域文化の継承と創造発展	150
(1) ふるさとを想う心の育成	
(2) 地域文化の継承と創造発展	
4 節 ふれあい交流の充実	159
(1) ふれあい交流事業の推進	

推進方策 ～むらづくりの実現に向けて～

第8章 協力と信頼に支えられたむらづくり	161
1 節 「自助」「共助」「公助」によるむらづくり	162
(1) 自律した協働のむらづくりの推進	
2 節 行財政運営の確立	164
(1) 行政	
(2) 財政	
第9章 むらづくりをリードするプロジェクト	173
1 節 村民健康づくりプロジェクト	174
2 節 今帰仁ブランドづくりプロジェクト	175
3 節 中心市街地賑わいづくりプロジェクト	176
4 節 今帰仁城跡シンボルづくりプロジェクト	177
5 節 美しい村・活気ある村づくりプロジェクト	178
6 節 北山学園プロジェクト	179

今帰仁村のシンボル



ハイビスカス/村の花

南国を象徴する花として、近年特に普遍性をもってきました。栽培が容易で、通年花をみることができ普及性が高く、豊かならしめます。生垣や庭の花として村民生活に密接に関わっています。



リュウキュウマツ/村の木

リュウキュウマツは豊かな自然環境と歴史の中で最も象徴的であり、かつ本県下でも現今、古木や並木等の保有量が多い木であります。本村の文化的伝承の課題として、村民挙げて保護育成する必要があります。



フタオチョウ/村の蝶

先島をこえて沖縄本島の本部半島に主として生息しています。この種の蝶の北限種で、国際的にも学術的にも希少価値があり、地元である本村はこれを指定し保護すべき課題として受けとめる必要性があります。



サンコウチョウ/村の鳥

山原自然環境保護の指定として大切にすべき鳥です。形色、名前が美しく親しみやすい。鳴き声を「ツキ、ヒ、ホシ、ホイホイ」と聞きならわされて、村発展の象徴にふさわしい鳥であります。



ツノダシ/村の魚

南国の海でしかも珊瑚礁に生息する魚としてその姿が美しく、かつ親しみやすい魚です。山、海の環境に敏感な珊瑚礁につくため、この種は今後本村の開発の在り方に大きな示唆を与えてくれます。

第 1 章 基本計画策定にあたって

1 節 後期基本計画策定の趣旨及び期間

2 節 将来像及び将来人口

1 節 後期基本計画策定の趣旨及び期間

本村では、平成 24 年度から 10 年間の将来像とそれを実現するための「今帰仁村第四次総合計画」を策定し、示された将来像「ムラ・人・農が織りなすゆがふむら・今帰仁」の実現に向け、平成 24 年度から平成 28 年度を「前期基本計画」と位置づけ、取り組んできました。

そのような背景の下、前期基本計画で示された基本方針の進捗状況を確認し評価・検証を行い、本村を取巻く社会情勢の変化や、地域住民の新たなニーズに対応した施策を「後期基本計画」として策定し、期間を平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間とします。



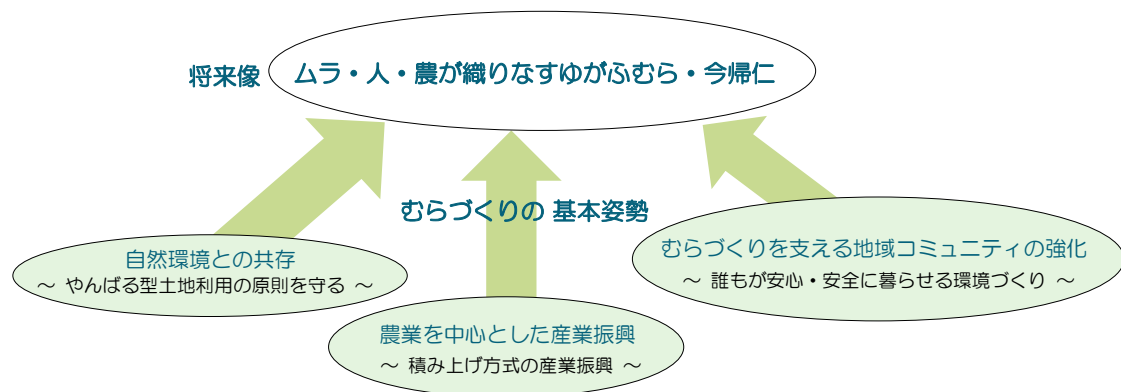
2 節 将来像及び将来人口

私たちの暮らしの根幹にあるのは、先人から受け継いだ豊潤な自然環境や歴史・文化、地域コミュニティであります。

子供からお年寄り、障がい者などすべての人が健康で安心して暮らせる生活環境の整備を推進し、伝統文化の継承や生涯学習の機会を創出することにより、人々の交流の活発化を目指します。また、基幹産業である農業の更なる拡充を図りつつ、近年脚光をあびている商工業や観光業など他産業との連携を強化し、今帰仁の魅力を分かち合い広げることで生み出される経済的自立と産業の振興を図ります。

一人ひとりがつながって、活気に満ちた集落（ムラ）となり、“農”の持っている「やさしさ」「恵み」「多面的な豊かさ」を活かしたむらづくりを目指し、将来像を「ムラ・人・農が織りなすゆがふむら・今帰仁」とします。

人口の推計については、コーホート要因法※を基本としながら、本村の純農村としての性格や規模を踏まえ、さらに農業を中心とした産業振興による雇用の場の創出、子育てしやすい環境づくり、高齢者福祉の充実など、今後の各種むらづくりの施策展開の効果を考慮しつつ、本村の第四次総合計画基本構想の目標年度（2021（平成33）年度）における将来人口を、概ね10,000人と設定します。



※コーホート要因法

過去3ヵ月以上の人口データをもとにして、そのデータが近似的に適合するあるいは曲線を将来に当てはめて推計値を求める方法。

第2章 今帰仁村の概況

1 節 自然条件

- (1)位置と面積
- (2)地勢
- (3)気候
- (4)動植物

2 節 社会条件

- (1)人口及び世帯数
- (2)人口動態
- (3)人口構成
- (4)人口移動
- (5)労働力の状態
- (6)就業構造

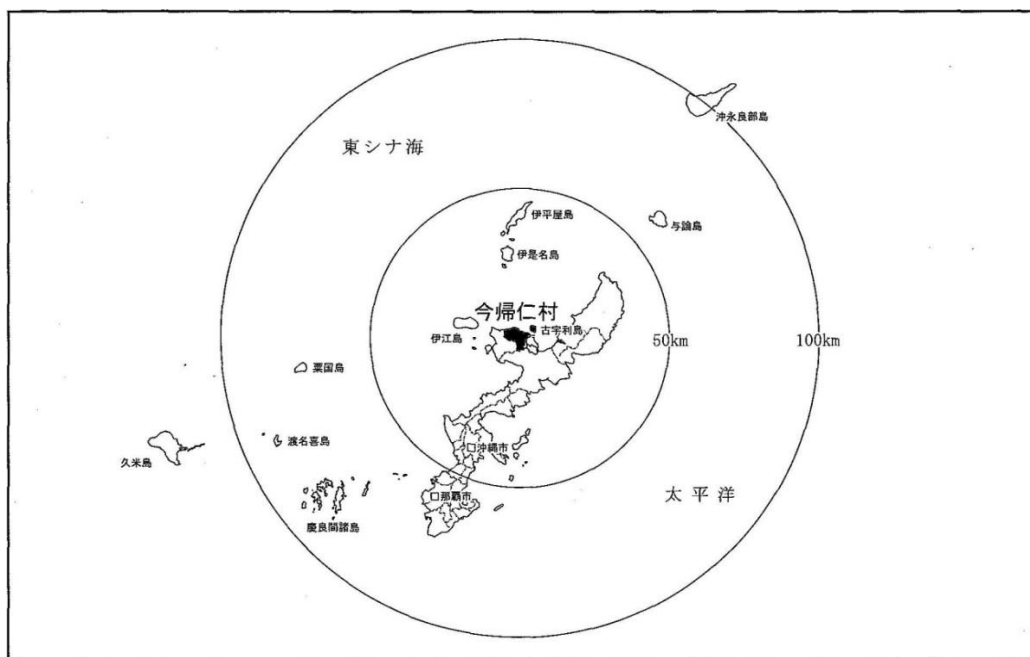


1 節 自然条件

(1) 位置と面積

今帰仁村は、沖縄本島の北部、本部半島の北東部及びその北東約 1.5km の古宇利島からなり、県都那覇から北へ約 85km の位置にあります。

本村の南東部は名護市、西部は本部町に隣接し、北部は東シナ海に面しています。面積は、本島部 36.76km²、古宇利島が 3.17km² で総面積が 39.93km² となっています。



(2) 地勢

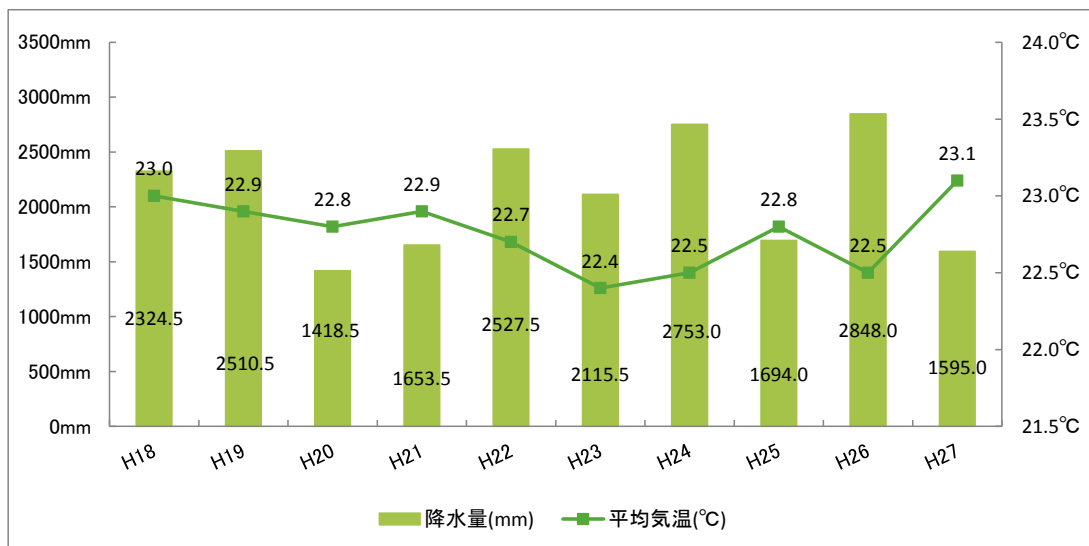
村の南側は、乙羽岳（標高 275.4m）を中心に、山並みがほぼ東西に延びています。その山麓から北及び東に向かって緩傾斜地となり、さらに平坦地が広がり、耕作地は集落を中心に広がっています。

村内の河川は、村の中央部を呉我山から仲宗根を通り東シナ海へと注ぐ大井川（二級河川）と今帰仁城跡の東側を流れる志慶真川（普通河川）があります。その他に 4 本の普通河川があり、いずれも南から北方向へと流れ東シナ海へ注いでいます。

(3) 気候

沖縄県は日本で唯一亜熱帯に位置し、近海を流れる黒潮の影響を強く受ける亜熱帯海洋性気候に区分されます。今帰仁村の気象を名護観測所のデータで見ると、平成18年から平成27年の10年間の平均気温は22.8℃、平均年間降水量は、2,144.0mmとなっております。また、月平均降水量も100mm以下になることはほとんどなく、降水は年間を通してみられ、特に5月中旬から6月下旬にかけての梅雨時期と、8月を中心とする台風期によってもたらされる雨量が多く、農作物への影響も降水量によって大きく左右されます。

■ 年間降水量と平均気温の推移



資料：気象庁

(4) 動植物

沖縄の自然植生を大きく二つのタイプに分けると、本島北部に発達するシイ林と中南部にみられる石灰岩特有の森となります。本村はこれら二つの森が狭い地域で混在するという特徴がみられ、それらの豊かな自然には貴重な動植物が生息しています。

今帰仁城跡やその背後等、山地を中心に石灰岩地域の極相林（ナガミボウチョウジークスノハカエデ群落）が分布しています。特に、国指定の天然記念物である諸志御嶽の植物群落は、琉球列島における天然林の極相^{*}の状態を示す植物群落であります。

乙羽岳を中心とした森林では天然記念物のフタオチョウやコノハチョウなど、沖縄で見られる蝶の大半がみられ、分水嶺付近では、カラスバト、イシカワガエル、ホルストガエル（全て危惧急種）など貴重な動物が生息しています。

段丘や低地の大部分は農地や集落となって人々の暮らしが営まれており、仲原馬場の

リュウキュウマツ並木や今泊及び運天集落のフクギの屋敷林は歴史の中で形成されてきた郷土の代表的な景観となっています。

※極相 (climax)

極盛相ともいう。植物群落は周囲の環境と互いに影響しあいながら変遷（遷移）するが、その地域の環境（気候的、土壌的、生物的など）条件と植物群落の間に一種の動的平均状態が成立し、植物群落は長期安定して構造や組成が変化しないようになる。この状態を極相という。

2 節 社会条件

(1) 人口及び世帯数

本村の平成 27 年国勢調査における人口は 9,531 人となっています。本村の人口は、昭和 25 年の 15,398 人をピークに徐々に減少し、昭和 50 年には沖縄国際海洋博覧会の影響で一時的に増加したものの、昭和 55 年以降、9,500 人前後で推移しています。

平成 27 年の世帯数は 3,490 世帯であり昭和 45 年を低値として、徐々に増加し続けています。一方、1 世帯当りの人員は減少し続けて平成 27 年は 2.7 人であり、単身世帯の増加等の要因により、世帯規模は縮小しています。

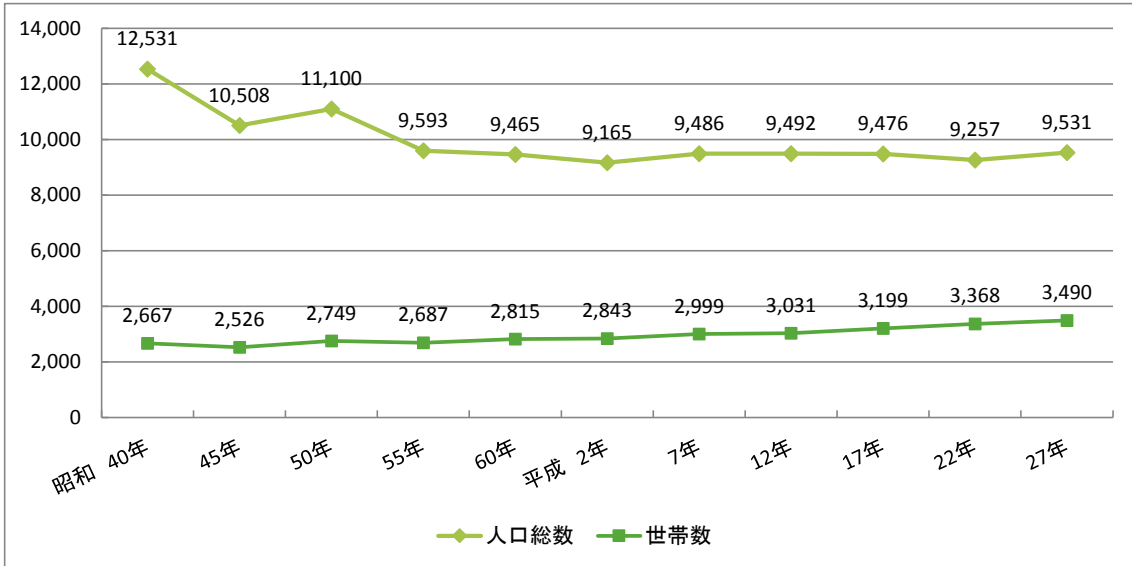
■人口及び世帯数

	人口総数	増加率	男	女	世帯数	一世帯当りの人員	人口密度 (人/km ²)
大正 9年	14,159	-	6,657	7,502	2,956	4.8	341.2
14年	12,609	△ 10.9	5,931	6,678	2,842	4.4	303.8
昭和 5年	13,057	3.6	6,067	6,990	2,842	4.6	314.6
10年	12,689	△ 2.8	5,980	6,709	2,826	4.5	305.8
15年	11,915	△ 6.1	5,557	6,358	2,722	4.4	287.1
20年	-	-	-	-	-	-	-
25年	15,398	-	7,063	8,335	-	-	-
30年	13,775	△ 10.5	6,453	7,322	2,813	4.9	331.9
35年	13,319	△ 3.3	6,433	6,882	2,826	4.7	320.9
40年	12,531	△ 5.9	6,092	6,439	2,667	4.7	301.9
45年	10,508	△ 16.1	4,995	5,513	2,526	4.2	266.9
50年	11,100	5.6	5,570	5,530	2,749	4.0	281.9
55年	9,593	13.6	4,610	4,983	2,687	3.6	243.7
60年	9,465	△ 1.3	4,602	4,863	2,815	3.4	240.4
平成 2年	9,165	△ 3.2	4,453	4,712	2,843	3.2	230.0
7年	9,486	3.5	4,678	4,808	2,999	3.2	238.0
12年	9,492	0.1	4,726	4,766	3,031	3.1	238.1
17年	9,476	△ 0.2	4,708	4,768	3,199	3.0	237.7
22年	9,257	△ 2.3	4,597	4,660	3,368	2.7	232.2
27年	9,531	2.9	4,794	4,737	3,490	2.7	280.9

資料：国勢調査

■人口及び世帯数の推移

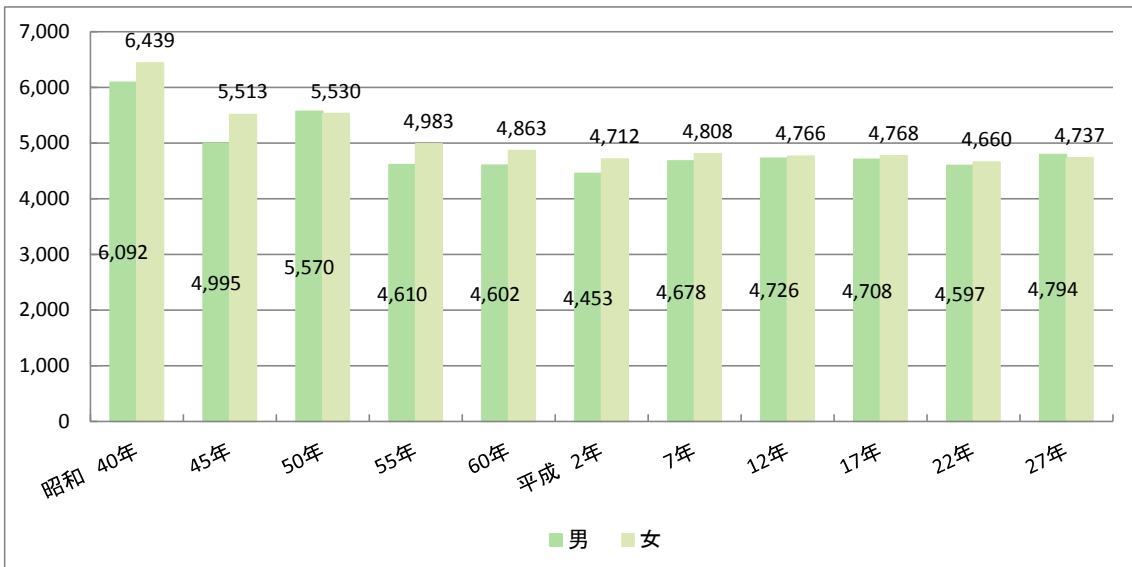
単位：人、戸



資料：国勢調査

■男女別人口の推移

単位：人



資料：国勢調査

(2) 人口動態

人口動態をみると、社会動態（転入・転出）は多少の増減はありますが、概ね増加傾向にあります。

一方、自然動態をみると、平成20年から平成27年調べにおいて、死亡数が出生数を毎年上回っており、高齢化社会及び少子化現象といった社会情勢を顕著に表しています。

■人口動態

単位：人

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
住民票記載	転入	452	405	479	461	400	438	448	418
	出生	76	86	98	78	78	79	86	80
	その他の記載	7	9	6	6	39	2	21	6
	計	535	500	583	545	517	519	555	504
住民票消除	転出	428	395	384	401	400	381	393	412
	死亡	123	94	122	100	130	110	111	101
	その他の消除	4	6	7	8	10	14	13	8
	計	555	495	513	509	540	505	517	521
増減数		-20	5	70	36	-23	14	38	-17

資料：住民基本台帳

平成27年における転入人口は1,167人(100%)で、他県からの転入が356人(30.5%)、国外からの転入が15人(1.3%)、県内他市町村からの転入が796人(68.2%)となっています。県内での転入状況を見ると、名護市からが最も多く298人(25.5%)、次いで本部町113人(9.7%)、那覇市88人(7.5%)となっています。平成22年の転入人口は1,195人となっており、転入人口はほぼ横ばいで推移しています。

平成27年における転出人口は844人(100%)となっており、転入人口の方が上回った状況となっています。転出先としては、他県への転出が204人(24.2%)、県内他市町村への転出が640人(75.8%)で、その内名護市への転出が239人(28.3%)、本部町への転出が87人(10.3%)となっています。平成22年の転出人口は796人で、こちらは増加傾向にあります。

■転入の状況

単位：人、%

転 入	平成22年		転 入	平成27年	
	人	構成比		人	構成比
合 計	1,195	100.0%	合 計	1,167	100.0%
県内他市町村から	755	63.2%	県内他市町村から	796	68.2%
第1位 名護市	265	22.2%	第1位 名護市	298	25.5%
第2位 本部町	98	8.2%	第2位 本部町	113	9.7%
第3位 那覇市	80	6.7%	第3位 那覇市	88	7.5%
その他	312	26.1%	その他	297	25.4%
他県から	431	36.1%	他県から	356	30.5%
国外から	9	0.8%	国外から	15	1.3%

資料：国勢調査

■転出の状況

単位：人、%

転 出	平成22年		転 出	平成27年	
	人	構成比		人	構成比
合 計	796	100.0%	合 計	844	100.0%
県内他市町村へ	591	74.2%	県内他市町村へ	640	75.8%
第1位 名護市	212	26.6%	第1位 名護市	239	28.3%
第2位 本部町	78	9.8%	第2位 本部町	87	10.3%
第3位 那覇市	52	6.5%	第3位 那覇市	49	5.8%
その他	249	31.3%	その他	265	31.4%
他県へ	205	25.8%	他県へ	204	24.2%

資料：国勢調査

(3) 人口構成

平成 28 年における年齢別階層別人口の推移をみると、年少人口（0～14 歳）の総人口に対する割合は、14.9%（1,430 人）となり、平成 20 年の 15.0%から 0.1 ポイント微減しています。一方、老年人口（65 歳以上）は、平均寿命の伸長等により、総人口に対する割合は 28.1%（2,701 人）と平成 20 年の 25.3%より 2.8 ポイント上昇しています。

■人口構成

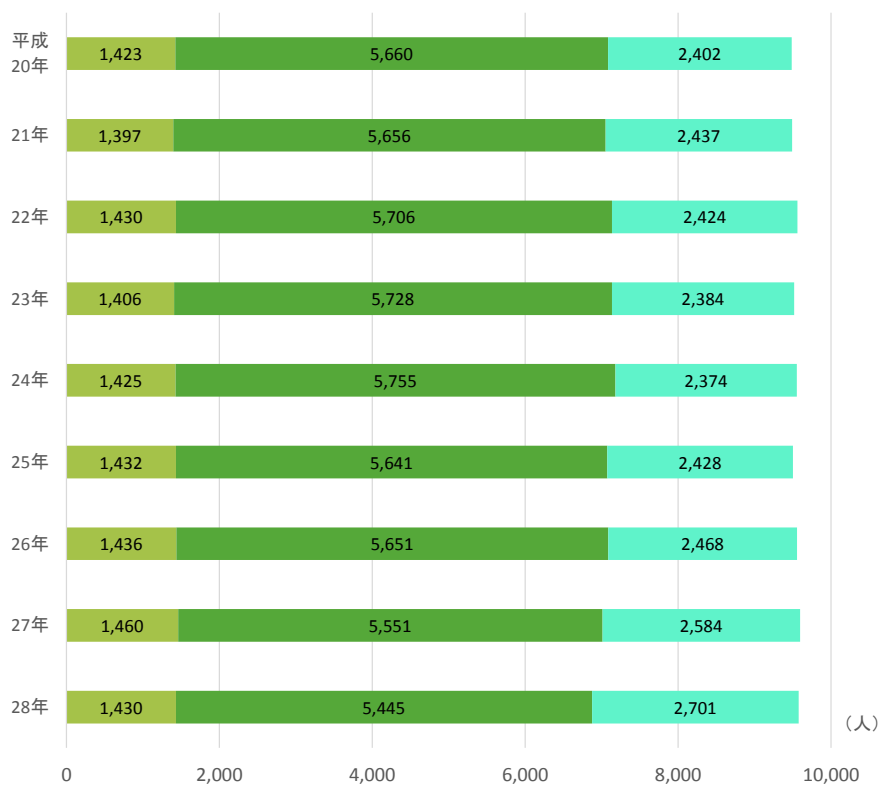
単位：人、%

		平成 20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
年少人口 (0～14歳)	人数	1,423	1,397	1,430	1,406	1,425	1,432	1,436	1,460	1,430
	構成比	15.0%	14.7%	15.0%	14.8%	14.9%	15.0%	15.0%	15.2%	14.9%
生産年齢人口 (15～64歳)	人数	5,660	5,656	5,706	5,728	5,755	5,641	5,651	5,551	5,445
	構成比	59.7%	59.6%	59.7%	60.2%	60.2%	59.2%	58.9%	57.7%	56.7%
高齢人口 (65歳以上)	人数	2,402	2,437	2,424	2,384	2,374	2,428	2,468	2,584	2,701
	構成比	25.3%	25.7%	25.4%	25.0%	24.8%	25.5%	25.7%	26.8%	28.1%
計		9,485	9,490	9,560	9,518	9,554	9,531	9,590	9,628	9,611

資料：住民基本台帳（H20～25 は 3/31 現在、H26～28 は 1/1 現在）

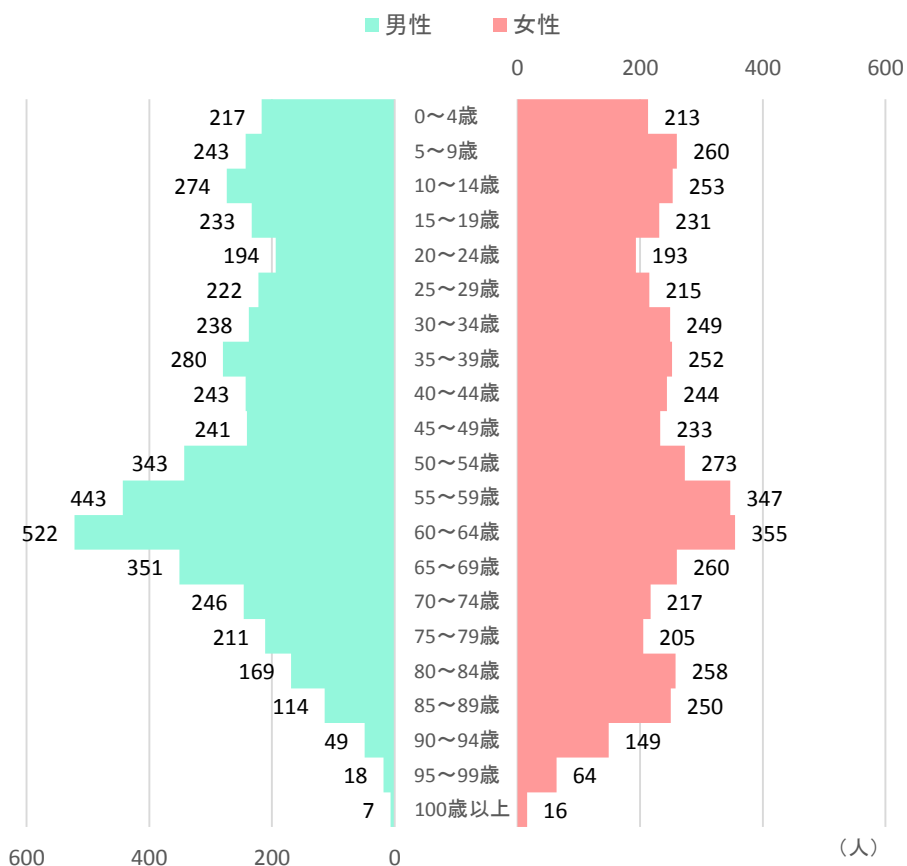
※外国人については、外国人計 50 人以上かつ男女計各 10 人以上、または外国人が 0 人の場合を公表の対象としている為、年齢別人口の内訳と総数は必ずしも一致しない。

■人口構成の推移



資料：住民基本台帳（H20～25 は 3/31 現在、H26～28 は 1/1 現在）

■人口ピラミッド（平成27年・住民基本台帳）



資料：住民基本台帳

（4）人口移動

平成22年における昼間人口は8,506人で、夜間人口（=総人口9,257人）の91.9%となり、就業者・通学者による流出人口が流入人口を上回る状況であります。その内訳をみると、平成22年の就業者・通学者を合わせた流出人口は1,605人で、これは村内に住む就業者・通学者の3割（34.7%）を占め、平成17年と比較すると流出人口の割合は増加しています。他市町村への流出をみると、名護市への流出が1,015人（21.9%）と最も多く、次いで本部町（276人・6.0%）、那覇市（43人・0.9%）となっています。また、他市町村からの流入の状況をみると、名護市からの流入が455人と最も多く、次いで本部町（224人）、那覇市（11人）となっています。このことから本村の流動人口は、名護市及び本部町との関わりが強いことがわかります。

*（今帰仁村第四次総合計画/後期基本計画を作成した平成29年3月時において、平成27年国勢調査・移動人口の集計が未公表の為、前期基本計画同様平成22年国勢調査の資料を用いた。）

(5) 労働力の状態

平成 22 年における労働力人口は 4,557 人となり、総人口の 47.7%、15 歳以上人口の 57.8%で平成 17 年の 58.3%より 0.5 ポイント減少しています。労働力人口のうち就業者は 4,060 人で、完全失業率は 10.9% (197 人) となり、平成 17 年より 1.7 ポイント減少しており、県平均と比較しても 0.1 ポイント少ない状況であります。非労働力人口は 3,305 人で総人口の 34.4%、15 歳以上人口の 41.9%を占めています。

* (今帰仁村第四次総合計画/後期基本計画を作成した平成 29 年 3 月時において、平成 27 年国勢調査・産業等基本集計が未公表の為、前期基本計画同様平成 22 年国勢調査の資料を用いた。)

(6) 就業構造

平成 22 年の本村の就業人口は 4,060 人となり、平成 17 年より 8 人減少しております。産業別就業構造成比は、「第三次産業」の占める割合が約 6 割 (59.2%) と最も多く、次いで「第一次産業」(25.8%)、「第二次産業」(14.1%) となっています。昭和 55 年以降、第一次産業は減少、第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向を示しています。しかし、県平均と比較すると「第一次産業」就業者の割合が約 5 倍 (本村 25.8%、県 5.0%) となっており、本村の主要産業が農業であることがうかがえます。中分類で内訳をみると、第一産業については、農業就業者が昭和 55 年の約 6 割の落ち込み、第一次産業の減少を大きく反映する結果となっています。第二次産業は平成 12 年から平成 22 年で若干減少し、製造業が平成 12 年から平成 22 年で若干増加しています。第三次産業は、平成 17 年から 22 年で、不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉が若干増加しているのに対して、サービス業が減少しています。

* (今帰仁村第四次総合計画/後期基本計画を作成した平成 29 年 3 月時において、平成 27 年国勢調査・産業等基本集計が未公表の為、前期基本計画同様平成 22 年国勢調査の資料を用いた。)

第3章 人が輝き、自然があふれる癒しのむら

【自然環境保全構想】

1 節 やんばる型土地利用の原則を守る

(1) やんばる型土地利用の保全・継承

2 節 自然環境の保全・再生

(1) 良好な自然環境の保全・再生

3 節 癒しの空間としての活用

(1) 自然環境を活用した癒しの空間

1 節 やんばる型土地利用の原則を守る

本村は北部地域で唯一広い大地平坦面をもつ豊かなむらであり、村民は、恵まれた自然環境の中で日々の生活を送っています。自然環境の構造は「やんばる型土地利用単位＝環境循環の単位」として私たちの暮らしに密接に関連しており、その恩恵による美しい環境の中で生産活動や文化活動を行っています。自然環境と適度なバランスを保ちながら活動し、先人から受け継いだ自然環境と調和したやんばる型土地利用の原則を守ります。

(1) やんばる型土地利用の保全・継承

【現状と課題】

本村の地形は北に向かって、“緑濃い山地丘陵～肥沃な石灰岩台地～白浜の自然海浜～豊かなイノー※”といった構造をもち、これが暮らしの基盤として現在まで受け継がれ、美しく豊かな田園風景をつくってきました。

これらの山林から海浜・イノーまでに至る地形構造は、水系、尾根、抱護、眺望、信仰などを含む「やんばる型土地利用単位＝環境循環の単位」として私たちの暮らしに密接に関連しており、その恩恵によって村民は今日まで、美しい環境の中で生産活動や文化活動を行ってきました。

本村においても、産業振興を図るための基盤整備や人口の定着を図るための宅地開発、リゾート施設等の開発計画等、都市的開発需要が高い状況にあります。こうした開発行為の安易な導入は、本村独自の自然環境に大きな影響を及ぼすことも考えられます。

本村のもつ美しい自然景観や自然環境の恩恵を後世に引き継いでいくためには、これまで先人たちが培ってきた「やんばる型土地利用」を保全・継承していくことが重要であります。そのため開発行為については適正な規制及び誘導を図り、自然環境と調和した土地利用を促進していく必要があります。総合的な自然体系を見据えながら規制・誘導を行うことで、できる限り自然環境に与える負荷が少なくなるような手法が求められます。

※イノー

礁池。サンゴ礁のハマ（海浜）から、ヒシ（前方礁原）までの水深数メートルの浅い部分の呼び名。

【基本方針】

本村の地形的・自然環境の構造は山林から干瀬・イノー^{びし}までの「やんばる型土地利用単位＝環境循環の単位」として私たちの暮らしに密接に関連しており、その恩恵によって、美しい環境の中で生産活動や文化活動を行ってきたことを再認識し、今後とも、自然環境と適度なバランスを保ちながら生活や産業等の地域の生業を行い、先人から受け継いだ自然環境と調和したやんばる型土地利用の原則を守ります。

1. 今帰仁村国土利用計画の策定

①今帰仁村国土利用計画の見直し

山から平地を経て海に至るまでの広がり、まとまりのある環境単位として、個性ある巧みな土地利用体系「やんばる型土地利用」を保全しつつ、産業振興や住環境の整備等を図るため、国土利用計画法における今帰仁村国土利用計画を見直し、秩序ある土地利用に努めます。

2. 今帰仁村国土利用計画による規制と誘導

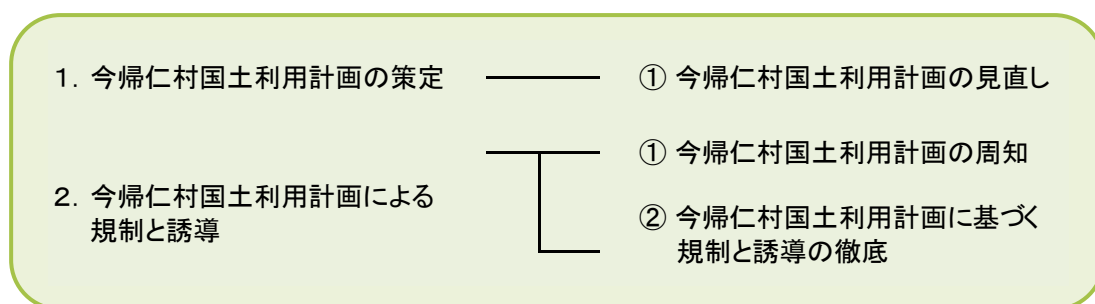
①今帰仁村国土利用計画の周知

村民や事業者等に対して、土地利用計画の重要性を理解してもらえるよう、今帰仁村国土利用計画の周知を図ります。

②今帰仁村国土利用計画に基づく規制と誘導の徹底

今帰仁村国土利用計画に基づく規制・誘導を行うため、沖縄県県土保全条例等の土地利用に関するコントロール手法について検討し、関係部署と連携を図ります。

【施策体系】



2 節 自然環境の保全・再生

海・山・川の自然は、村民のレクリエーションやリフレッシュ活動の場として、価値が高い資源です。また、これらの自然は、ふるさと今帰仁への愛着や感性を育む大切な空間でもあります。そのため、自然環境に対する開発規制と誘導を行い、必要に応じた適切な利活用を図ります。

(1) 良好な自然環境の保全・再生

【現状と課題】

山林地域には、本部連山の一面をなす乙羽岳（標高 275m）があります。その山林は戦中・戦後を通しての伐採や山地開墾等によって一部地域で植生回復の遅れが生じていたことから、森林機能の回復を図るため計画的な植林や造林等による山林育成が進められてきました。また、村民の森林レクリエーション活動や野外活動の拠点としての整備や林業及び各産業の振興を目的とした林道が整備されています。

珊瑚礁の発達した海は、古来より豊かな恵みをもたらしています。さらに変化に富んだ海岸線と白い白浜は、村民の海水浴や海洋レクリエーションの場として親しまれています。しかし、一部の海岸では無秩序な開発行為や農地等から赤土流出がみられ、それらが要因で海岸汚染が進行しており、自然環境や漁業環境への影響が懸念されています。

かつて、本部連山を源とした大小 6 本の河川は豊かな清流をたたえ海域へと注ぎ込み、山林の緑と調和した自然環境は、村民の憩いの場となっていました。しかし、現状は、各河川も水質悪化等により親水機能が低下しています。

これまで、海・山・川の自然環境は村民の身近なレクリエーション活動や健康リフレッシュ活動の場として活用されてきました。美しい景観を残している海・山・川の自然環境は、本村の大きな財産と言っても過言ではありません。そのため、自然環境が一度破壊されると元に戻りにくい特性を持つことや、海・山・川が相互に補完しあいながら生態系が保たれていることなどを充分認識する必要があります。

これらの自然環境は、ふるさと今帰仁への愛着や感性を育む大切な空間であることから、分かりやすいガイドブックづくりや定期的なモニター調査の実施等を行う中で、身近な自然に対する村民の意識の高揚を図るとともに、自然の摂理や科学的な視野を多くの村民が身につけていく必要があります。また、持続可能な社会^{*}を築くためには、持続可能な農業が不可欠であり、そのような農地や営農の在り方が求められるとともに、土台となる自然生態系の保全・回復が極めて大切であります。

※持続可能な社会

可能な限り、環境負荷を生み出す資源・エネルギーの使用が効率化され、生産活動や消費活動の単位当たりの環境負荷が低減された社会。すなわち、資源・エネルギー効率性と環境効率性が達成された社会のこと。

【基本方針】

本村の豊かな自然環境も限りある資源であり、一度破壊してしまうと二度と元には戻らない不可逆性を十分に理解し、環境収容力に配慮しながらその保全に努め、山間部や海岸部への無秩序な開発を抑制します。地域の活性化に寄与する等、必要が認められる開発については、自然環境とバランスのとれた計画的な整備を行います。

1. 山間部及び海岸部・河川部における自然環境の保全

①無秩序な開発の抑制

山間部に広がる豊かな山林や、サンゴ礁の発達した海及び変化に富んだ海岸線は、先人から受け継いだ本村の貴重な財産です。これらについては、無秩序な開発を抑制します。

②赤土等流出問題の総合的対策

赤土等の流出による水質汚濁を防ぐため、農地をはじめ各種発生源対策の強化等を含め、保健所と連携を図り、総合的な対策を促進します。

③良好な河川環境の保全・創出

山林から、農地や集落を通り、海へとつながる河川については、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出し、人々の暮らしと調和した河川環境の保全・創出を推進します。

2. 自然環境の保全に対する意識啓発

①環境学習の機会創出

ふるさとの自然環境に対する愛着や知識を高めるために、地域住民や事業者等に対し、環境学習の機会の創出や自然環境保全への意識啓発を図ります。

②環境教育に関する指導者・ガイドの育成

環境教育や自然学習等に関する村民指導者やガイドの育成を推進します。

③今帰仁村地球温暖化防止実行計画に基づく温室効果ガスの削減

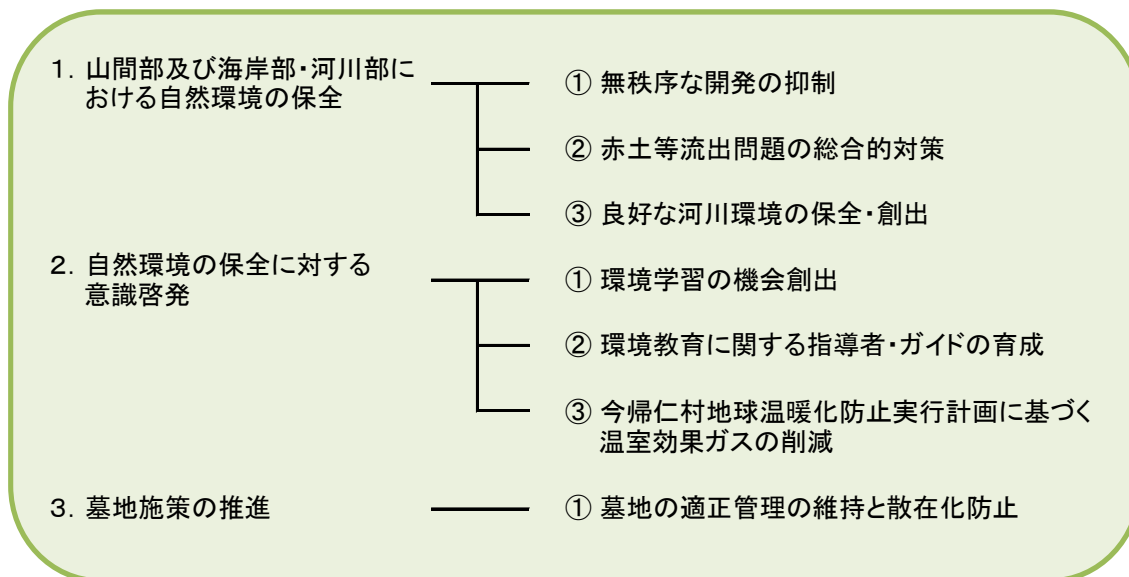
今帰仁村地球温暖化防止実行計画に基づき温室効果ガス（CO₂）の削減を図り、環境負荷の小さな社会の構築を目指します。

3. 墓地施策の推進

①墓地の適正管理の維持と散在化防止

本村の地域特性に応じた墓地施策を推進するため、「今帰仁村墓地基本計画」の基本方針に基づき、墓地の適正な維持管理と散在化防止に取り組みます。

【施策体系】



3 節 癒しの空間としての活用

緑豊かな山々や美しい海岸線、そこに生息する貴重な動植物など多様で個性豊かな自然環境は本村の大きな魅力です。村民や来訪者が安らぐことのできる空間として活用を図ります。

(1) 自然環境を活用した癒しの空間

【現状と課題】

沖縄本島北部に位置する本村は、天然林等を含め多様な自然環境を有しています。世界遺産でもある今帰仁城跡や毎年一月に開催される桜祭りなどは知名度が高く、村内外から多くの来訪者がある一方で、海や森林等豊かな自然環境の魅力はあまり知られていません。魅力ある自然環境を村内外の人々が活用できるような取り組みが求められます。

【基本方針】

1. 癒し空間としての活用

① 観光資源としての癒し空間の活用

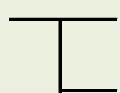
本村の豊かな自然環境が村民に与える安らぎや癒しの効果は、他では得ることができない貴重な恩恵です。また、村民のみならず観光客等村外から訪れる人々にとっても魅力的であり、この様な自然環境をエコツーリズムやグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、ヘルスツーリズム等の観光資源として活用していきます。

② 自然環境を活かした健康づくりの展開

自然海浜での海洋療法や乙羽岳遊歩道を活用した森林浴、自然豊かな田園風景を散策しながらの健康ウォーキング等、健康づくりと関連させた観光の促進を図ります。

【施策体系】

1. 癒し空間としての活用



① 観光資源としての癒し空間の活用

② 自然環境を活かした健康づくりの展開

第4章 豊かな自然に育まれた「食」が奏でる 活気あるむら

【産業振興構想】

1 節 第一産業を基盤とした積み上げ方式の産業振興

- (1) 地域を支える農業の振興
- (2) 亜熱帯海洋性気候を活かした林業の振興
- (3) 地域特性を活かした水産業の振興

2 節 地域資源を活かした観光振興

- (1) 地域力を活かした観光の振興

3 節 地域商工業の振興

- (1) 商業の振興
- (2) 工業の振興
- (3) 農林水産加工業の振興



1 節 第一産業を基盤とした積み上げ方式の産業振興

本村が自立し発展していくためには、村民生活を支える産業の振興が大切です。本村の基幹産業は農業であり、農業を中心として、二次産業、三次産業等の他産業と一体的に振興を図る積み上げ方式の産業振興を目指します。農業従事者が農作物を生産するだけでなく、加工や販売までに関わる農業の6次産業化を促進します。また、加工業や観光業との連携強化を促進し、農作物及び加工品を今帰仁ブランドとして高付加価値化を図ります。さらに、農林水産業においては、食の安全・安心を目指し地産地消を推進します。

(1) 地域を支える農業の振興

【現状と課題】

1. 農家数及び農業就業人口

平成27年本村の農家数は589戸で、うち販売農家が445戸、自給的農家が144戸となっています。農業経営体は456戸で、うち法人化している経営体が11戸となっています。

農業経営体販売農家は445戸、うち専業農家は286戸(64.3%)、兼業農家数が159戸(35.7%《第一種68戸：15.3%、第二種91戸：20.4%》)となっています。

農業経営体家族経営農業就業人口(自営農業に主として従事していた世帯員数)は754人。年齢構造をみると15～29歳は37人(4.9%)、30～59歳が296人(39.3%)、60歳以上が421人(55.8%)となっています。沖縄県全体は19,916人であり、年齢構造をみると15～29歳は616人(3.1%)、30～59歳が5,396人(27.5%)、60歳以上が13,904人(70.9%)となっており、農業就業者の高齢化とともに年少人口比率が減少する傾向をみせています。また、農業を主とする基幹的従業者は男女ともに減少がみられ、農業が女性にとっても魅力ある産業として価値を見だしていくための条件整備や各種施策の展開をより一層推進し、青年農業者の定着と農業後継者及び担い手の育成に努める必要があります。



■ 総農家数、自給的農家及び販売別農家数

単位：戸

	総農家数	販売農家	自給的農家
昭和 60年	1,285	1,083	202
平成 2年	1,261	1,053	208
7年	1,066	862	204
12年	993	682	311
17年	796	573	223
22年	748	526	222
27年	589	445	144

資料：農林業センサス

■ 農業経営体販売農家数

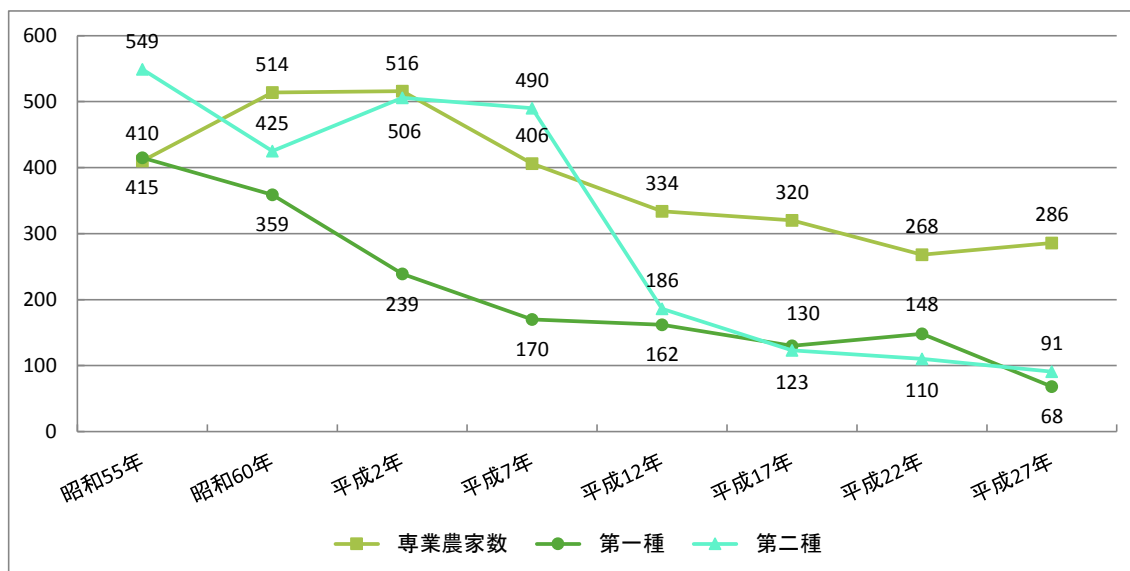
単位：戸

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数	1,374	1,298	1,261	1,066	682	573	526	445
専業農家数	410	514	516	406	334	320	268	286
兼業農家数	964	784	745	660	348	253	258	159
第一種	415	359	239	170	162	130	148	68
第二種	549	425	506	490	186	123	110	91

資料：農林業センサス

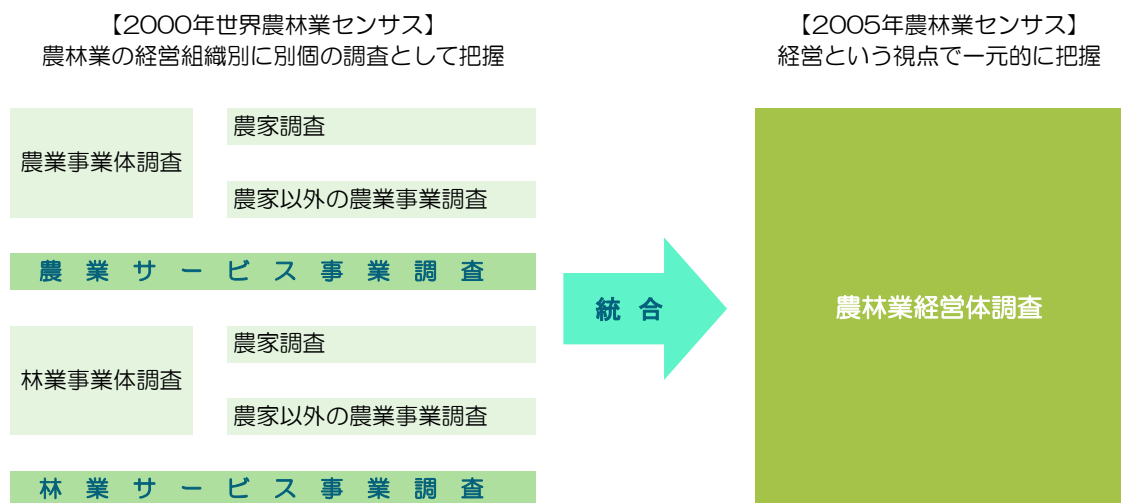
■ 農業経営体販売農家数の推移

単位：戸



資料：農林業センサス

※2005 年農林業センサスでは、近年の農林業情勢の変化に対応化した農林業の構造等を把握するため、調査体系、調査対象の概念・定義、調査内容等について抜本的な見直しを行っています。このため、調査項目によっては2005年（平成17年）より前の結果と単純に比較できないものもあります。



■ 農業就業人口

単位：人、%

		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
		人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
農業従事者	計	1,584	100.0	1,303	100.0	1,171	100.0	856	100.0
	男	942	59.5	790	60.6	723	61.7	531	62.0
	女	642	40.5	513	39.4	448	38.3	325	38.0
	15～29歳	144	9.1	123	9.4	91	7.8	-	-
	30～59歳	741	46.8	595	45.7	538	45.9	-	-
	60歳以上	699	44.1	585	44.9	542	46.3	-	-
農業就業人口	計	1,285	100.0	1,101	100.0	897	100.0	754	100.0
	男	753	58.6	668	60.7	583	65.0	477	63.3
	女	532	41.4	433	39.3	314	35.0	277	36.7
	15～29歳	96	7.5	85	7.7	15	1.7	37	4.9
	30～59歳	528	41.1	463	42.1	398	44.4	296	39.3
	60歳以上	661	51.4	553	50.2	484	54.0	421	55.8
基幹的農業従事者	計	1,073	100.0	917	100.0	849	100.0	682	100.0
	男	693	64.6	607	66.2	577	68.0	460	67.4
	女	380	35.4	310	33.8	272	32.0	222	32.6
	15～29歳	26	2.4	19	2.1	15	1.8	19	2.8
	30～59歳	478	44.5	433	47.2	390	45.9	281	41.2
	60歳以上	569	53.0	465	50.7	444	52.3	382	56.0

資料：農林業センサス

2.拠点産地農作物等

本村では、スイカ、輪ギク、小ギク、マンゴー、甘藷（サツマイモ）、肉用牛（子牛）が拠点産地として指定を受け、農業をリードしており、今後とも一層今帰仁ブランドとしての産地化に努めるとともに、スイカやキク、ゴーヤー、マンゴー、パインアップルに続く作目の奨励を通して農家全体の所得向上につなげる必要があります。

一方、畜産部門は肉用牛が着実に伸びてきており、今帰仁村市場における平成27年度の子牛セリ平均単価は、県内2位になっていることから、肉用子牛生産地としての地位を築いています。

■拠点産地農産物等の収穫量（面積）及び出荷量

単位：ha、a、t、千本

年	H20年		H21年		H22年		H23年		H24年		H25年		H26年	
	収穫量	出荷量	収穫量	出荷量	収穫量	出荷量	収穫量	出荷量	収穫量	出荷量	収穫量	出荷量	収穫量	出荷量
耕種合計	12,106	43,520	12,998	44,817	12,896	43,462	12,547	31,014	12,347	37,812	12,660	42,447	3,334	2,870
スイカ(ha、t)	3,085	2,530	2,673	2,245	2,536	2,079	1,992	1,733	1,722	1,500	1,645	1,428	1,737	1,513
ゴーヤー(ha、t)	1,458	1,290	1,653	1,405	1,827	1,553	1,381	1,174	1,475	1,254	1,580	1,343	1,597	1,357
パイン(ha、t)	17	442	15	372	12	298	15	174	7	122	12	235	-	-
マンゴー(t)	62.0	62.0	70.0	69.0	84.0	84.0	90.0	90.0	57.3	57.3	57.0	57.0	-	-
きく(a、千本)	7,297	27,095	8,405	32,488	8,257	31,114	8,896	22,289	8,917	29,437	9,217	34,670	-	-
さとうきび(ha、t)	187	12,101	182	8,238	180	8,334	173	5,554	169	5,442	149	4,714	-	-

資料：沖縄県農林水産部『農業関係統計』

沖縄県農林水産部園芸振興課『野菜の作付面積、収穫量及び出荷量』

■拠点産地指定肉用子牛の取引頭数及び取引総金額、平均価格

単位：頭、円

	指定肉用子牛		
	頭数	総金額	1頭当たり平均価格
平成 20年度	1,592	584,069,850	366,878
21年度	2,083	693,112,350	332,747
22年度	2,164	776,608,350	358,876
23年度	2,255	865,617,900	383,866
24年度	2,464	1,013,729,850	411,416
25年度	2,378	1,171,560,600	492,666
26年度	1,796	1,003,689,360	558,847
27年度	1,805	1,242,779,760	688,521

資料：家畜市場肉用牛取引実績報告（今帰仁村家畜市場）

* 指定肉用子牛とは、体重 250kg 以上 320kg 以下の規格の子牛のこと。

■子牛の取引頭数及び取引総金額、平均価格（村内住所の農家）

単位：頭、円

	子牛(村内住所の農家)		
	頭数	総金額	1頭当たり平均価格
平成 25年	780	348,638,000	446,972
26年	747	360,180,000	482,169
27年	747	434,661,000	581,876
28年	751	549,738,000	732,008

資料：経済課（各年1月～12月）

3.農業経営

平成 27 年の経営耕地面積を農林業センサスで見ると、総面積 495.6ha のうち 83.9% (415.9ha) が普通畑で、16.1% (79.7ha) が樹園地となっている。平成 17 年から平成 27 年にかけて著しい変化はないが、依然として経営農地面積は減少傾向にある。

経営耕地面積規模別農家数をみると、平成 27 年では 456 戸のうち 0.5～1.0ha 農家 198 戸 (43.4%) と最も高く、次いで 0.5ha 未満農家が 94 戸 (20.6%)、1.0～1.5ha 農家 85 戸 (18.6%)、2.0ha 以上農家 43 戸 (9.4%)、1.5～2.0 農家 34 戸 (7.5%) となっています。経年的に減少傾向を辿っており、今後、農用地の流動化、集約化を推進し規模の拡大を図る一方、小規模農家の経営安定を図るための条件整備に努める必要があります。

■経営耕地面積

単位：a、%

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
経営耕地面積	99,086	100.0	83,014	100.0	68,370	100.0	58,145	100.0	56,538	100.0	49,560	100.0
田	-	-	17	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
畑	82,701	83.5	65,283	78.6	59,814	87.5	51,401	88.4	49,669	87.9	41,594	83.9
樹園地	16,396	16.5	17,714	21.3	8,556	12.5	6,744	11.6	6,869	12.1	7,966	16.1
うち黙認耕作地	-	-	263	0.3	107	0.2	208	0.4	-	-	-	-
牧草地・遊牧地	244	0.2	159	0.2	856	1.3	0	0.0	280	0.5	-	-
耕作放棄地	3,564	3.6	6,998	8.4	7,100	10.4	3,449	5.9	1,570	2.8	9,310	18.8

資料：農林業センサス

■ 経営耕地規模別農家数

単位：戸、%

	農家総数	例外規定	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0ha以上
昭和 50年	1,440	15	608	423	241	92	61
	100.0%	1.0%	42.2%	29.4%	16.7%	6.4%	4.2%
55年	1,364	8	534	464	216	77	65
	100.0%	0.6%	39.1%	34.0%	15.8%	5.6%	4.8%
60年	1,298	15	461	456	211	71	84
	100.0%	1.2%	35.5%	35.1%	16.3%	5.5%	6.5%
平成 2年	1,261	1	470	467	189	79	55
	100.0%	0.1%	37.3%	37.0%	15.0%	6.3%	4.4%
7年	1,066	5	398	381	160	69	53
	100.0%	0.5%	37.3%	35.7%	15.0%	6.5%	5.0%
12年	993	0	435	303	144	57	54
	100.0%	0.0%	43.8%	30.5%	14.5%	5.7%	5.4%
17年	593	0	134	264	100	46	49
	100.0%	0.0%	22.6%	44.5%	16.9%	7.8%	8.3%
22年	536	3	108	232	101	42	50
	100.0%	0.6%	20.1%	43.3%	18.8%	7.8%	9.3%
27年	456	2	94	198	85	34	43
	100.0%	0.4%	20.6%	43.4%	18.6%	7.5%	9.4%

資料：農林業センサス

※平成 17 年から経営耕地面積規模別経営体数

■ 販売目的で作付け（栽培）した作物面積の推移

単位：a、%

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
		構成比		構成比		構成比		構成比
作付・栽培面積	49,632	100.0	49,240	100.0	x	-	x	-
作付面積計	42,434	85.5	43,056	87.2	x	-	x	-
麦類・雑穀	0	0.0	101	0.2	0	-	x	-
いも類	1,671	3.4	1,188	2.4	0	-	425	-
豆类	16	0.0	1	0.0	x	-	0	-
工芸農作物	20,508	41.3	15,309	31.1	13,200	-	10,221	-
野菜類	3,159	6.4	118,860	24.1	9,330	-	8,223	-
花卉・花木	16,132	31.4	14,446	29.3	13,015	-	12,311	-
その他の作物	948	1.9	124	0.3	x	-	x	-
果樹栽培面積	7,198	14.5	6,184	12.6	5,802	-	3,747	-

資料：農林業センサス

※「-」調査はしたが事実のないもの

※「x」秘密保護上数値を公表しないもの

※H12年は苗木を「花卉・花木」に含むがH17年以降は「その他の作物」に含む

※「その他の作物」に飼料用作物を含む

4.生産基盤の整備状況

本村ではこれまで、土地改良事業や農地保全事業等が推進され、農業及び農村の生産基盤が整備されてきました。

今後とも必要な生産基盤の整備充実に努めるとともに、農村全体としての集落環境や生活環境を一体的に整備・改善していくための集落地域整備事業等の導入を図り、生産基盤の整備についてより一層推進していく必要があります。

5.畜産

平成 27 年の飼養状況を沖縄農林水産統計年報、家畜・家きん等飼養状況調査でみると、肉用牛の飼養戸数が 51 戸で飼養頭数 2,154 頭（1 戸当り 42 頭）、豚が 6 戸 1,421 頭（同 237 頭）、採卵鶏が 18 戸 409 羽（同 23 羽）、山羊が、109 戸 749 頭（同 7 頭）等になっています。家畜の生産量が最も多い肉用牛の戸数、飼養頭数ともに減少傾向にあることから、平成 22 年度に建設整備が行なわれたセリ市場の円滑な運営を図る必要があります。

■家畜の飼養戸数及び飼養頭羽数

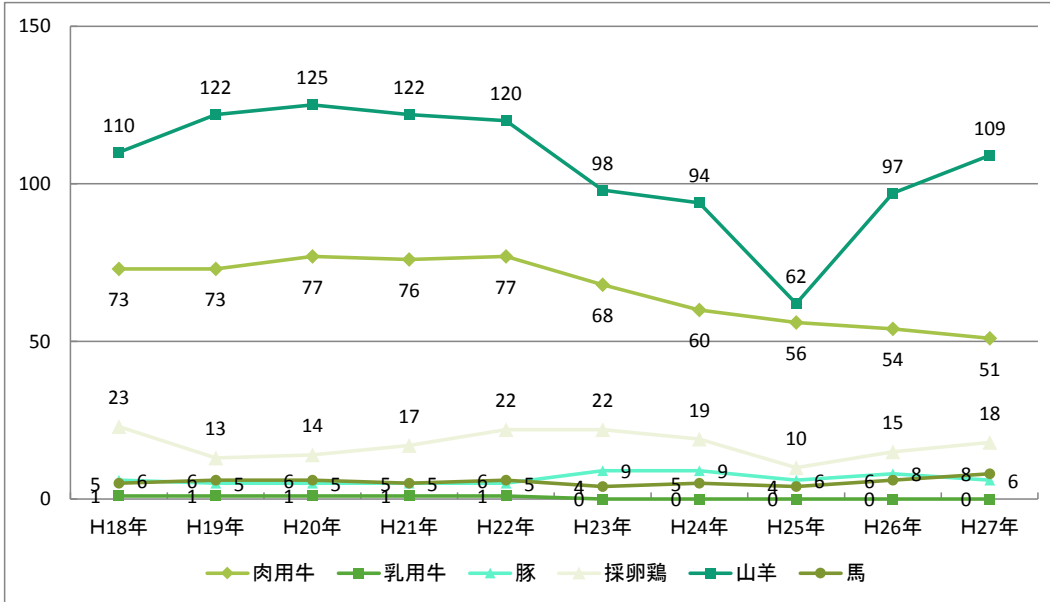
単位：戸、頭、羽

		H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
肉用牛	戸数	73	73	77	76	77	68	60	56	54	51
	頭数	2,726	2,718	2,832	2,756	2,601	2,479	2,421	2,276	2,185	2,154
	1戸当り飼養数	37	37	37	36	34	36	40	41	40	42
乳用牛	戸数	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
	頭数	17	16	16	15	9	0	0	0	0	0
	1戸当り飼養数	17	16	16	15	9	-	-	-	-	-
豚	戸数	6	5	5	5	5	9	9	6	8	6
	頭数	906	1,117	1,203	817	815	977	1,175	1,459	1,564	1,421
	1戸当り飼養数	151	223	241	163	163	109	131	243	196	237
採卵鶏	戸数	23	13	14	17	22	22	19	10	15	18
	羽数	479	289	408	251	404	263	754	400	358	409
	1戸当り飼養数	21	22	29	15	18	12	40	40	24	23
山羊	戸数	110	122	125	122	120	98	94	62	97	109
	頭数	729	712	681	695	710	661	610	408	743	749
	1戸当り飼養数	7	6	5	6	6	7	6	7	8	7
馬	戸数	5	6	6	5	6	4	5	4	6	8
	頭数	11	14	21	20	14	11	13	11	11	15
	1戸当り飼養数	2	2	4	4	2	3	3	3	2	2

資料：沖縄農林水産統計年報
家畜・家きん等飼養状況調査

畜産農家戸数の推移

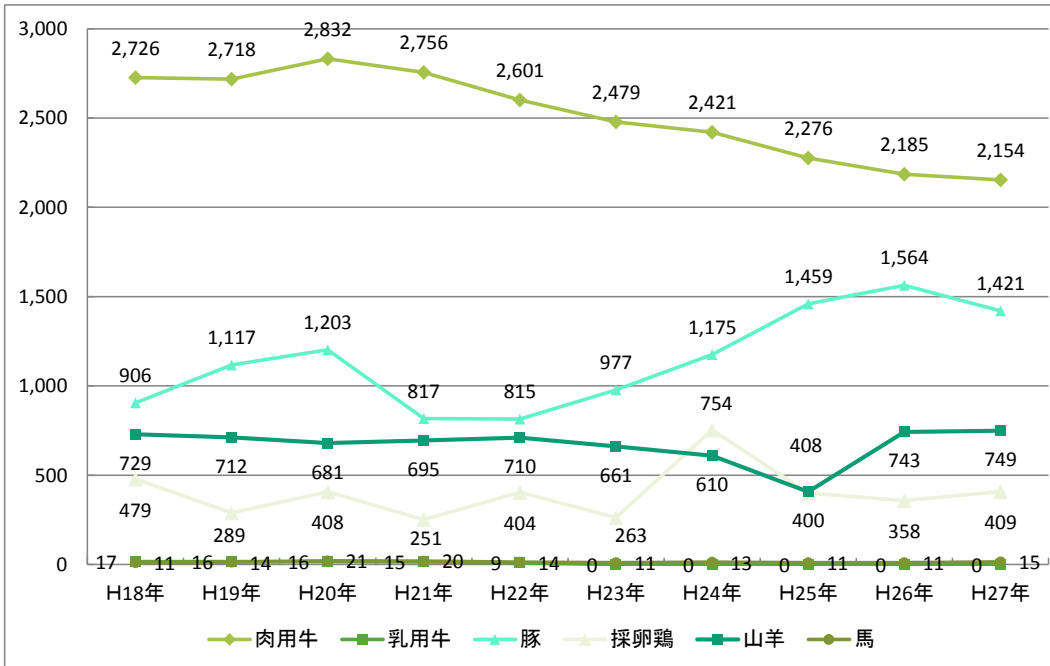
単位：戸



資料：沖縄農林水産統計年報
家畜・家さん等飼養状況調査

家畜飼養頭数及び羽数

単位：頭、羽



資料：沖縄農林水産統計年報
家畜・家さん等飼養状況調査

■家畜の飼養戸数及び飼養頭羽数（村内住所の農家）

単位：戸、頭、羽

		H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
肉用牛	戸数	61	63	62	55	54	52	48	45
	頭数	2,015	2,136	1,946	1,787	1,741	1,648	1,679	1,704
	1戸当り飼養数	33	34	31	32	32	32	35	38
乳用牛	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0
	1戸当り飼養数	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	戸数	4	4	4	5	5	5	5	5
	頭数	651	641	659	837	909	1,249	1,273	1,261
	1戸当り飼養数	163	160	165	167	182	250	255	252
採卵鶏	戸数	14	17	22	22	18	10	15	18
	羽数	1,289	251	404	263	736	340	358	409
	1戸当り飼養数	92	15	18	12	41	34	24	23
山羊	戸数	121	119	120	96	95	61	96	108
	頭数	712	665	710	590	604	362	688	694
	1戸当り飼養数	6	6	6	6	6	6	7	6
馬	戸数	6	5	6	4	5	4	5	8
	頭数	14	20	14	11	13	11	11	15
	1戸当り飼養数	2	4	2	3	3	3	2	2

資料：経済課「家畜・家さん等飼養状況調査」のうち、村内住所の農家のみを抜粋

※「家畜・家さん等飼養状況調査」の数値には、沖縄県畜産試験場等も含まれている為。

【基本方針】

本村の農業を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっておりますが、農業は本村の基幹産業であり基軸であることから、都市との新たな交流を多くの生産活動に結びつけつつ地産地消の拡大を図るとともに、生業的な農業経営からの脱却を図り、自立可能な農業経営の近代化、高度化を推進していきます。

1. 6次産業化の推進

①新規有望品種の導入、普及、営農技術の向上

本村の自然条件を活かした収益性の高い新規有望品種（亜熱帯果樹等）の普及と導入、営農技術の向上に努めるとともに、作物の多様化と拠点産地化を図り農作物の土地生産性を高めます。

②6次産業化の促進

農業従事者が農作物を生産するだけでなく、加工や販売まで展開する農業の6次産業化を促進していきます。

③販売流通体制の拡充

加工業や観光業との連携強化を促進し、農作物及び加工品を今帰仁ブランドとして高付加価値化を図るとともに、販売流通体制の拡充や生産・出荷の組織化促進に努めます。

④農業法人等が参入しやすい環境づくり

遊休農地については、農地の賃貸借や売買等を円滑に行える仕組みを整備し、関係機関と連携しながら農業法人等が参入しやすい環境づくりに努めます。また、耕作放棄地対策については放棄地状態からの再生作業や必要な施設整備等への総合的な支援に努めます。

⑤畜産における経営体質の向上

畜産については、担い手の育成強化を図るとともに、多頭飼育形態への移行並びに優良種畜の導入を促進し、経営体質の向上を図ります。また、自給飼料の増産による経営基盤の強化を促進します。

2. 意欲ある経営感覚に優れた担い手の育成

①農業担い手育成の推進

意欲ある経営感覚に優れた担い手・後継者を育成するため、農業後継者研修制度の充実や認定農業者の育成強化及びエコファーマー認定制度の導入を図ります。

②農林漁業金融、共済体制等の推進

農林漁業金融や共済体制等の支援を推進し、新規就農者等の育成強化に努めます。

3. 生産基盤の整備

①ほ場整備の促進

これまで整備されてきた生産基盤の有効利用を図るとともに、計画的な土地改良事業の推進等、より効率的な農業基盤の整備・再整備等の推進及び農業近代化施設の整備充実を図ります。

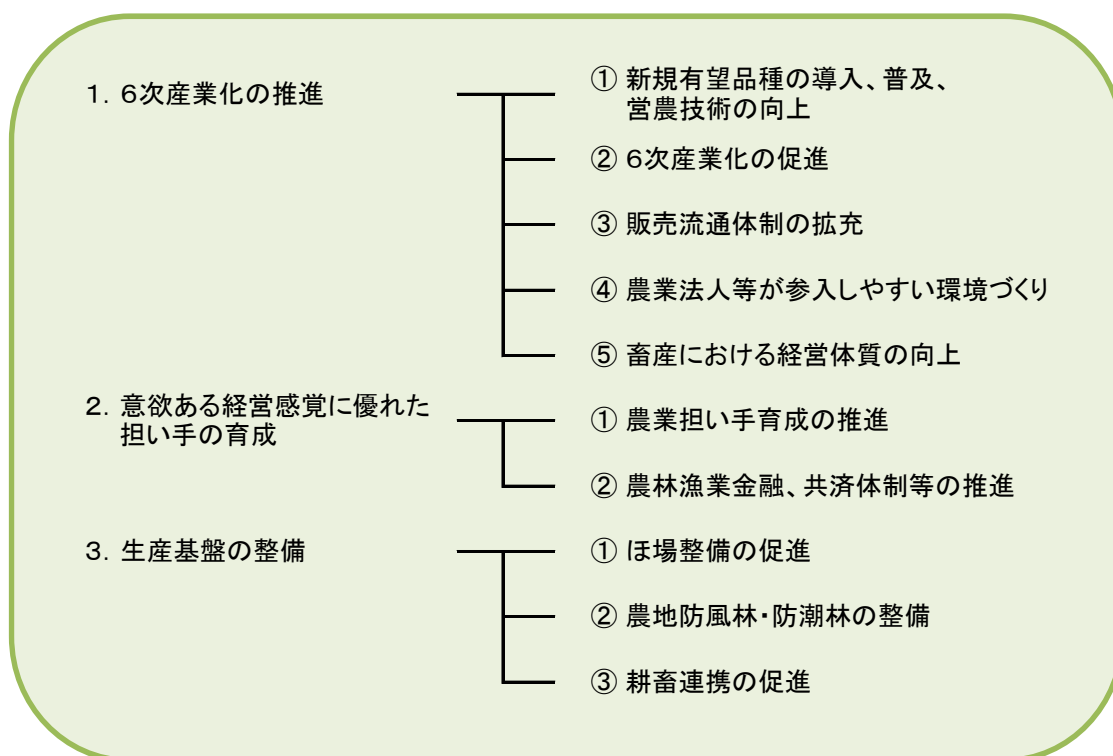
②農地防風林・防潮林の整備

農地防風林・防潮林の保全・回復・育成を推進し、環境負荷の低い害虫防除の推進に努めます。

③耕畜連携の促進

畜産については、関係機関と連携を図り、耕畜連携による堆肥づくりなど循環型農業の展開と口蹄疫等に対する家畜防疫指導に努めます。

【施策体系】



【将来目標】

前期基本計画終了時点での平成 27 年度目標値の実績及び評価は次表のとおりです。

項目	単位	基準年度 平成22年度	将来目標(予測) 平成27年度	実績(結果) 平成27年度	達成率
					(%)
農家数	戸	748	770	589	76.5%
販売 農家	専業農家	268	278	286	102.9%
	兼業農家	258	264	159	60.2%
	自給的農家	222	228	144	63.2%
耕地面積	ha	828	828	854	103.1%
ほ場要整備面積	〃	646	646	646	100.0%
ほ場整備面積	〃	448.7	465.0	448.7	96.5%
達成率	%	70	72	-	-
耕種農業粗生産額※	千万円	308	354	-	-
花き類	〃	127	142	-	-
野菜類	〃	131	145	-	-
果実類	〃	21	36	-	-
工芸農作物	〃	22	22	-	-
いも類	〃	3	4	-	-
その他	〃	4	5	-	-
肉用牛	頭	2,601	2,700	2,154	79.8%
豚	〃	815	820	1,421	173.3%
採卵鶏	羽	404	400	409	102.3%
山羊	頭	710	800	749	93.6%
畜産粗生産額※	千万円	49	50	-	-
農業粗生産額総計	〃	356	404	-	-

資料：農林漁業センサス、沖縄県農林水産年報

※但し、基準年度における耕種農業粗生産額及び畜産粗生産額については平成 19 年の数値を使用した。

目標年の平成 33（2021）年度における目標を次表のとおりとします。

項目		単位	基準年度 平成27年度	将来目標(予測) 平成33(2021)年度
農家数		戸	589	590
販売 農家	専業農家	〃	286	280
	兼業農家	〃	159	160
	自給的農家	〃	144	150
耕地面積		ha	854	854
拠点産地農作物等の出荷量				
スイカ		t	1,477	1,624
ゴーヤー		〃	1,357	1,492
パイン		〃	226	248
マンゴー		〃	83	91
きく		千本	28,270	31,097
さとうきび		t	6,038	6,938
家畜飼養頭羽数				
肉用牛		頭	1,704	2,154

資料：農林漁業センサス、沖縄県農林水産年報、沖縄県農林水産部『農業関係統計』、
沖縄県農林水産部園芸振興課『野菜の作付面積、収穫量及び出荷量』

※但し、拠点産地農作物の出荷量については平成 27 年の数値を使用した。ゴーヤーについては平成 26 年の数値を使用した。

※但し、肉用牛の平成 27 年度の基準値は村内農家のみ数値を使用した。その為、前頁の実績（結果）の数値とは異なる。



1 農家数

農家数は、現状維持を目標として 590 戸と想定します。

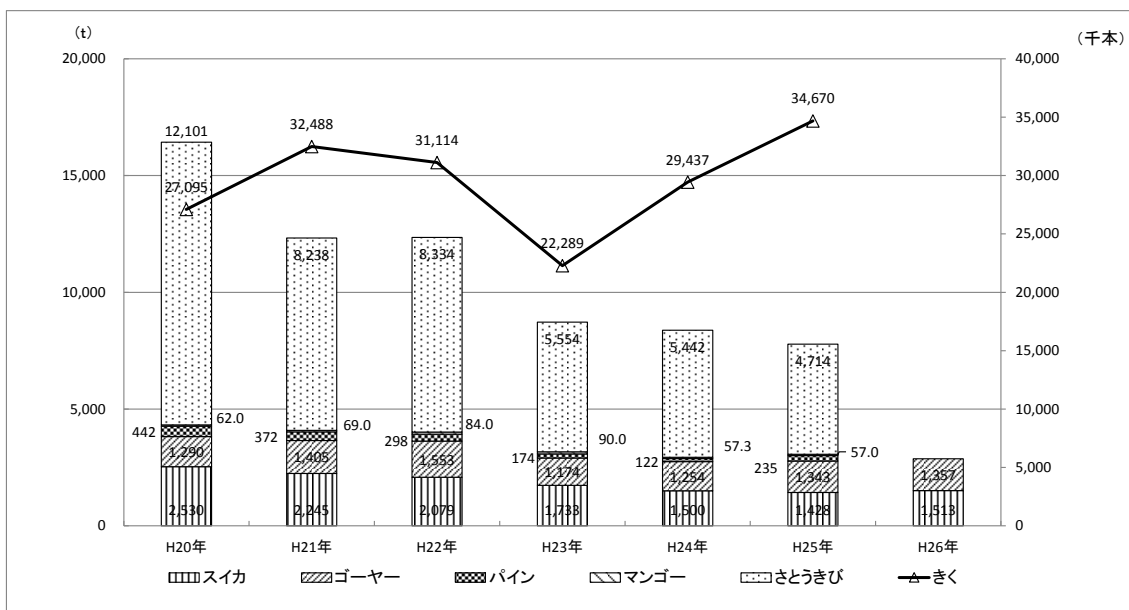
2 農用地面積

農用地面積は、現状維持を図るものとして 854ha と想定します。

3 拠点産地農作物等

- ・スイカは、1,624 t を目標とします。
- ・ゴーヤーは、1,492 t を目標とします。
- ・パインは、248 t を目標とします。
- ・マンゴーは、91 t を目標とします。
- ・きくは、31,097 千本を目標とします。
- ・さとうきびは、6,938 t を目標とします。

【拠点産地農作物等の出荷量の推移】

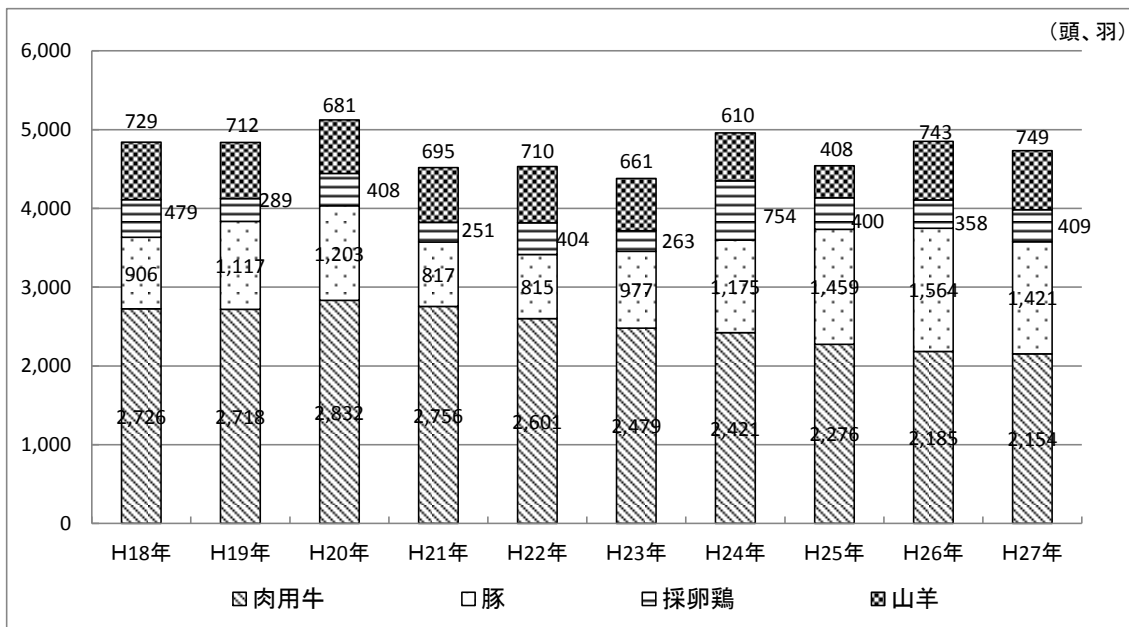


資料：農林漁業センサス、沖縄県農林水産年報

4 畜産

- ・肉用牛は2,154頭と想定します。

【畜産飼養頭羽数の推移】



資料：農林漁業センサス、沖縄県農林水産年報



(2) 亜熱帯海洋性気候を活かした林業の振興

【現状と課題】

本村の森林面積は1,359haで、村土面積3,993haの34.0%を占めている。これまでの本村の林業は、経済林としてのクスノキやイヌマキ、センダン等の造林が行われ、道路、公園、学校、公共施設等での緑化を行ってきました。また、県内初のエノキダケ、エリンギ、シイタケ、クロアワビタケの生産出荷施設が本村で完成し、本格的集出荷が始まるなど、特用林産物の振興と雇用の創出・拡大が期待されます。

一方、継続的に実施してきた松くい虫防除については、重点地区を定めて実施しているところであり、歴史的にも価値が高いリュウキュウマツ（蔡温松）が多い地域となっていることから、国、県との協力のもと本村特有の松並木の保全が求められます。

また、村内の保安林は、モクマオウを主木として構成されていますが、老木化や樹間密度の低下が顕著となっています。これら保安林の防風防潮効果を高め、村民生活の安定と農産物被害の軽減を図る必要があります。

近年、村民の生活意識が物質的豊かさに加え、心の豊かさを求める意識に移行するにつれ、森林・林業に対する認識も変化し、自然保護や森林レクリエーションの場として公益的機能や役割が高まっています。本村の乙羽岳にはキャンプ場、バンガロー、遊歩道、展望台等が一体的に整備された乙羽岳キャンプ場があり、自然と親しめる環境が整備されています。他市町村でも同様の施設整備が進んだこと等により、平成5年の4,913人をピークに減少傾向にありましたが、平成27年度の利用者数は2,305人で微増傾向に転じており、村内外から日本人だけではなく外国人の利用者も訪れています。

本村では県内に生息する蝶の大部分の種類が見られることから、自然の中で蝶が観察できる環境整備を図る必要があります。今後は、造林事業や特用林産物の振興に加え、より多くの人にキャンプ場やバンガロー等を利用してもらうために、遊歩道の整備等の天然林改良事業の拡充が求められています。

■森林面積（民有林）

単位：ha

	総数	立木地			竹林	無立木地	更新困難地	ギンネムヤシ等
		人工林	天然林	計				
平成 元年	1,347	215	978	1,193	2	107	40	5
6年	1,335	222	959	1,181	2	108	40	4
11年	1,309	222	934	1,156	2	107	40	4
16年	1,354	216	995	1,211	2	100	-	3
21年	1,363	211	1,013	1,224	2	98	37	3
26年	1,359	210	1,010	1,220	2	97	37	3

資料：沖縄県統計年報

※各年4月1日現在

■乙羽岳キャンプ場及びバンガロー利用人数

単位：人

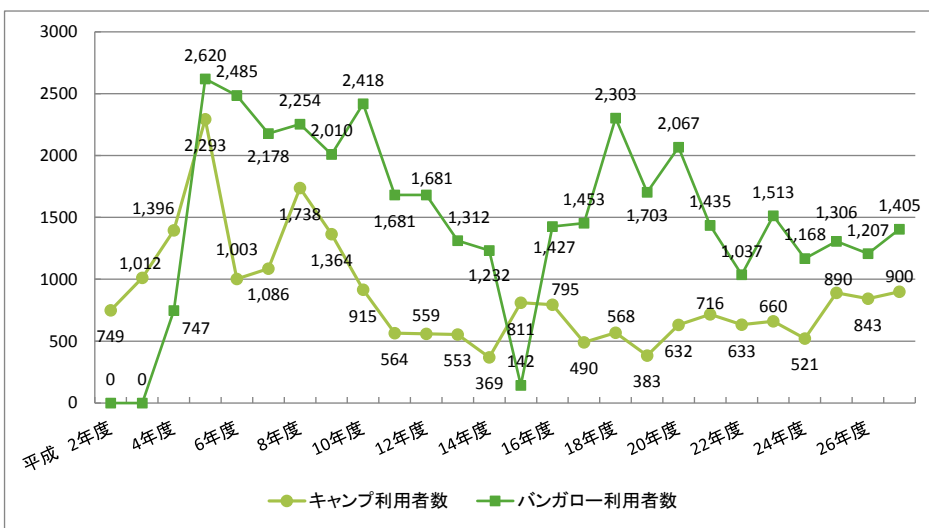
	キャンプ利用者数	バンガロー利用者数	合計
平成 2年度	749	-	749
3年度	1,012	-	1,012
4年度	1,396	747	2,143
5年度	2,293	2,620	4,913
6年度	1,003	2,485	3,488
7年度	1,086	2,178	3,264
8年度	1,738	2,254	3,992
9年度	1,364	2,010	3,374
10年度	915	2,418	3,333
11年度	564	1,681	2,245
12年度	559	1,681	2,240
13年度	553	1,312	1,865
14年度	369	1,232	1,601
15年度	811	142	953
16年度	795	1,427	2,222
17年度	490	1,453	1,943
18年度	568	2,303	2,871
19年度	383	1,703	2,086
20年度	632	2,067	2,699
21年度	716	1,435	2,151
22年度	633	1,037	1,670
23年度	660	1,513	2,173
24年度	521	1,168	1,689
25年度	890	1,306	2,196
26年度	843	1,207	2,050
27年度	900	1,405	2,305

資料：経済課

※データは年度末時点

■乙羽岳キャンプ場及びバンガロー利用人数の推移

単位：人



資料：経済課

※データは年度末時点

【基本方針】

村土保全・村土利用を支える基盤としての森林を保護育成し、多面的に活用するため、森林の持つ経済的機能の拡充を図るとともに、水源涵養※、緑地の形成及び森林レクリエーション等、多面的機能が発揮できるよう環境整備を図ります。

1. 生産基盤の整備・活用

①緑化木の生産推進

道路、公園、公共施設及び住宅などの緑化に寄与する苗木や緑化木の生産を推進するとともに、森林公園周辺を中心とした天然林改良の実施に努めます。

②林産加工業の推進

特用林産物としてのキノコ等の生産については今後の動向を見据えながら、キノコ生産出荷施設の活用や林産加工業の育成を推進します。

2. 森林の保護育成

①環境負荷の低い害虫駆除の推進

村土保全・村土利用を支える基盤としての森林を保護育成し多面的に活用するため、維持管理にあたっては特に環境負荷の低い害虫防除の導入を推進します。

②本村特有の松並木の保全

本村に残る琉球松については、松くい虫の被害を最小限に食い止め、歴史的にも価値の高い本村特有の松並木の保全に努めるとともに、重点的に保全すべき区域については、継続して松くい虫の防除を推進します。

3. 森林レクリエーションの推進

①森林環境の保全整備

今後ともアウトドア志向の高まり等により森林レクリエーション活動の需要は増大することが見込まれるため、本村の豊かな森林環境の保全整備を図りつつ各種レクリエーション施設の維持・活用を図り、さらに新たなレクリエーション活動に対応した整備について検討します。

②案内ガイド・インストラクターの養成

本村の人材育成や新たな雇用の場の創出、村土保全等の観点から、案内ガイドやインストラクターの養成に努め、人材育成の体制づくりを推進します。

③環境教育の体制づくり

小学生、中学生、高校生等の環境教育の場としての活用を図り、より良い環境教育の体制づくりを推進します。

※涵養

地表の水が地下に浸透し、地下水となること。

またその事から、無理をしないでゆっくりと養い育てることの意味で比喩的に使われる。

【施策体系】

1. 生産基盤の整備・活用

① 緑化木の生産推進

② 林産加工業の推進

2. 森林の保護育成

① 環境負荷の低い害虫駆除の推進

② 本村特有の松並木の保全

3. 森林レクリエーションの推進

① 森林環境の保全整備

② 案内ガイド・インストラクターの養成

③ 環境教育の体制づくり



(3) 地域特性を活かした水産業の振興

【現状と課題】

本村の水産業を営む経営体は平成 25 年度現在 57 戸あり、そのすべてが個人経営となっています。また、漁船総数 58 隻のうち 35 隻が動力船で、その内訳は、1～3 t が 21 隻 (36.2%) と最も多く、次いで 1 t 未満と 3～5 t が 5 隻 (8.6%)、5 t 以上が 4 隻 (6.9%) となっています。

本村の漁業は、沿岸地域を漁場として刺網、定置網、はえ縄のほか、ウニ、貝類採取等の沿岸漁業が中心に行われ、また、古宇利地先においてはモズク等の養殖が行われています。平成 27 年の漁獲量は 102 t で、この数年はほぼ横ばいで推移しています。

本村の漁獲物の流通は、村内にセリ市場が開催されていないため個人で名護のセリ市場に持ち込む形態となっていました。現在では漁業協同組合による共同出荷をされており、流通体制も整いつつあります。これまで、漁港の整備をはじめ荷捌所、燃料補給施設、製氷施設、モズク加工場等の整備を実施し、地域水産物供給基盤整備事業や漁業再生支援事業を進めているところです。

今後とも、漁業協同組合や関係機関と連携し、資源管理型漁業の観点から漁業生産基盤の整備や生産技術の向上、後継者の育成など、本村漁業の推進を図っていく必要があります。



■ 漁業経営体数

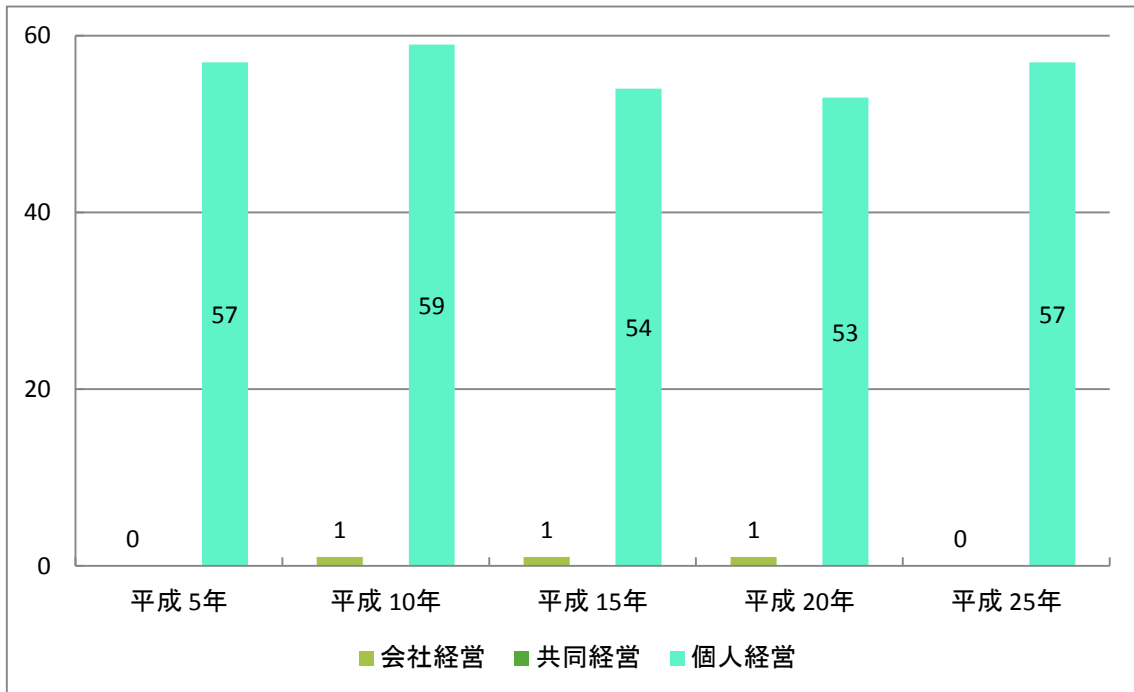
単位：経営体

		平成 5年	平成 10年	平成 15年	平成 20年	平成 25年
営 体	総 数	57	60	55	54	57
	会 社 経 営	-	1	1	1	-
	共 同 経 営	-	-	-	-	-
	個 人 経 営	57	59	54	53	57

資料：漁業センサス

■ 漁業経営体推移

単位：経営体



資料：漁業センサス

■ 漁船数

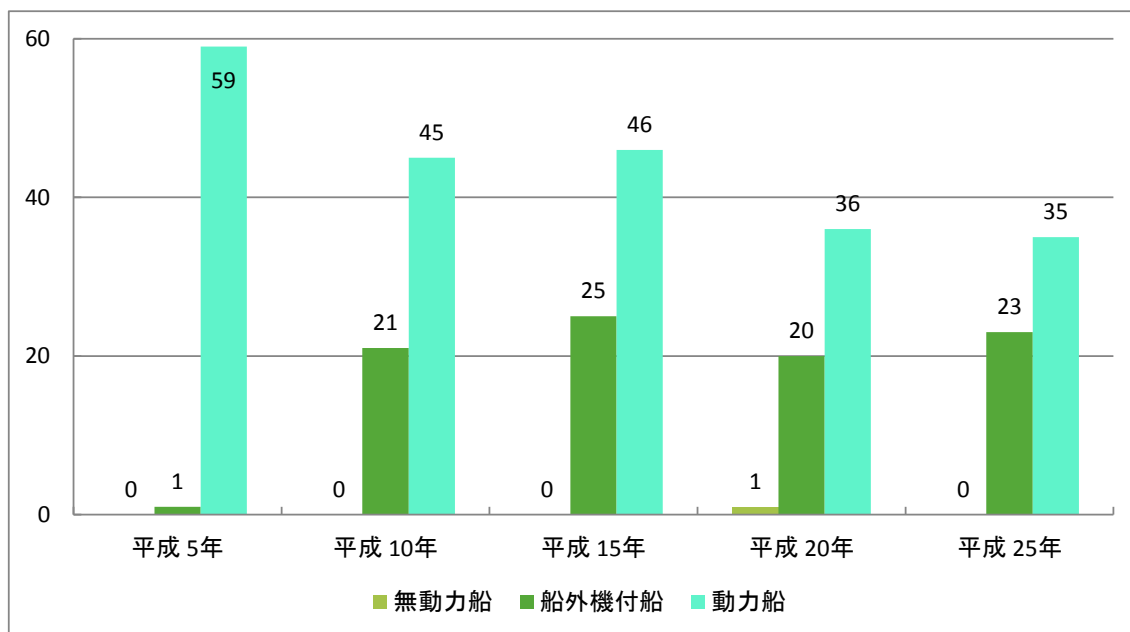
単位：隻

		平成 5年	平成 10年	平成 15年	平成 20年	平成 25年
漁 船	総隻船	60	66	71	57	58
	無動力船	-	-	-	1	-
	船外機付船	1	21	25	20	23
	動力船	59	45	46	36	35
	規 膜 別					
	1t未満	27	9	8	7	5
	1～3t	29	32	27	23	21
	3～5t	2	4	7	5	5
5～20t	1	-	4	1	4	
20t以上	-	-	-	-	-	

資料：漁業センサス

■ 漁船数の推移

単位：隻



資料：漁業センサス

■ 漁種別漁獲量

単位：t

	平成 15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
総生産量	202	135	92	185	71	98	81	86	84	102	112	101	102
魚類	138	95	65	51	47	39	46	53	49	67	65	60	65
かつお	0	2	2	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0
そうだかつお	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	2	1
くろだい	-	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さわら類	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
しいら類	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	-	-	-
その他魚類	137	89	59	48	44	39	44	49	47	66	63	56	62
まぢ類	-	-	1	2	1	0	-	-	-	-	-	-	-
他のたい類	11	3	3	5	3	5	-	-	-	-	-	-	-
はた類	26	4	3	1	2	6	-	-	-	-	-	-	-
他のあじ類	9	7	2	2	6	1	-	-	-	-	-	-	-
あいご類	8	5	6	4	3	0	-	-	-	-	-	-	-
ぶだい類	35	30	23	16	13	9	-	-	-	-	-	-	-
その他	48	-	16	12	10	18	-	-	-	-	-	-	-
その他の水産物類	55	-	15	10	15	41	29	23	23	23	30	26	18
貝類	9	17	9	12	7	14	6	9	11	12	16	16	18
海藻類	1	1	3	113	3	4	0	0	0	0	1	1	1

資料：沖縄農林水産統計年報

※平成 20 年から市町村データの作成品目が限定され地方設定品目が廃止となった。

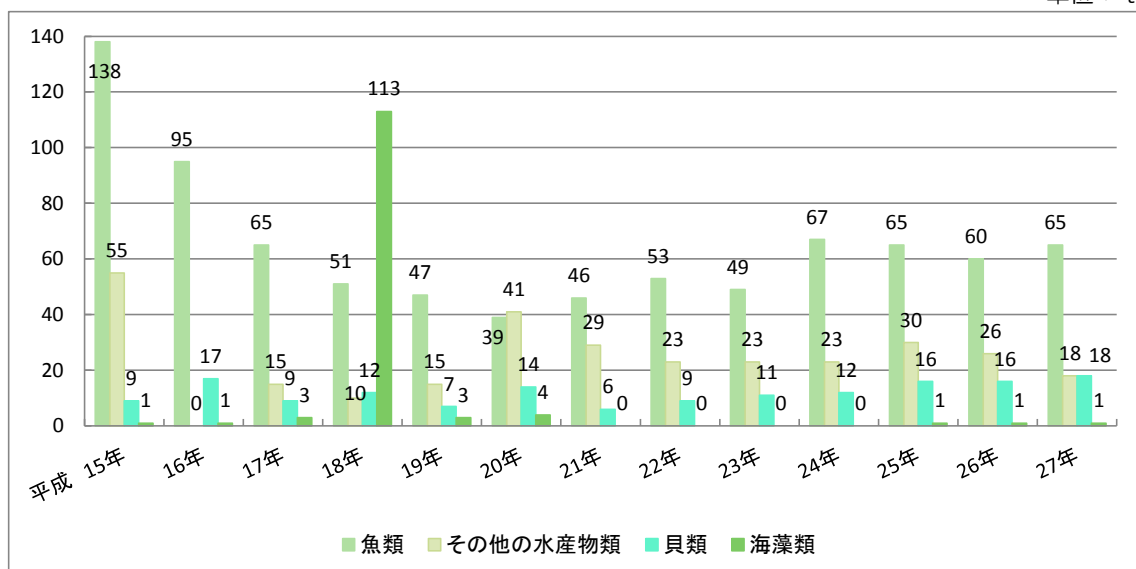
（年ごとに掲載されるものとされないものがある）

※しいら類をその他魚類に含めた。

※その他魚類の内訳を止めた。

■ 漁種別漁獲量

単位：t



資料：沖縄農林水産統計年報

※平成 20 年から市町村データの作成品目が限定され地方設定品目が廃止となった。

（年ごとに掲載されるものとされないものがある）

※しいら類をその他魚類に含めた。

※その他魚類の内訳を止めた。

■ 漁種別生産額

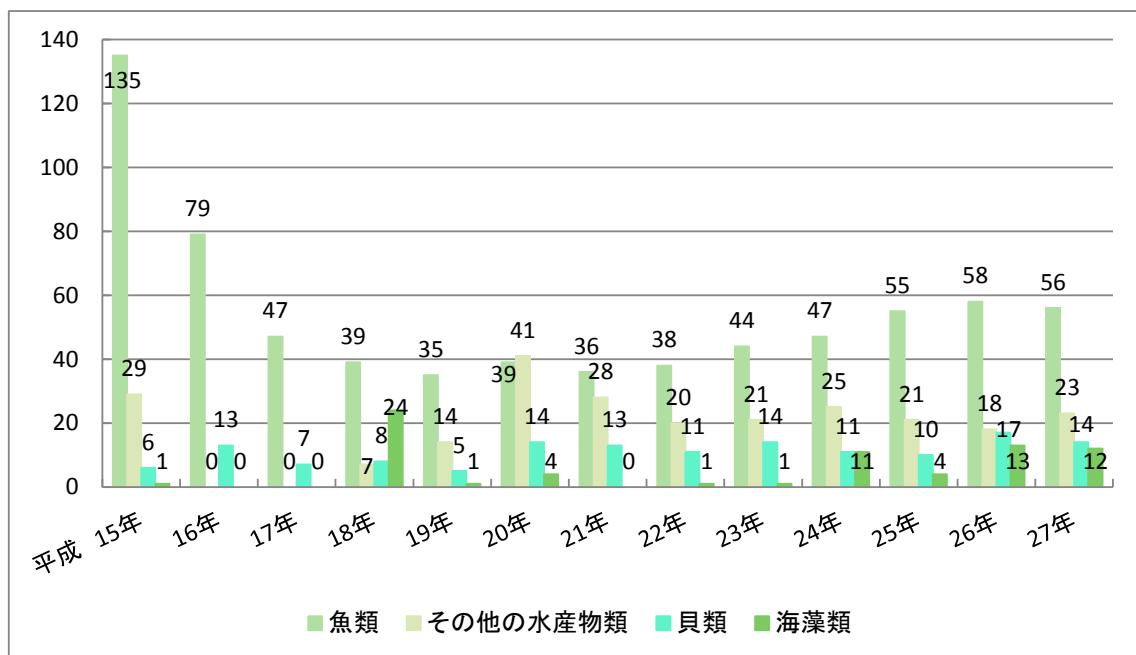
単位：百万円

	平成 15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
総生産量	171	107	68	80	55	98	77	70	80	94	90	106	105
魚類	135	79	47	39	35	39	36	38	44	47	55	58	56
かつお	0	0	6	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0
そうだかつお	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
くろだい	-	-	1	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さわら類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
しいら類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他魚類	135	75	46	37	34	39	35	37	44	47	54	57	56
まち類	-	-	1	1	0	0	0	1	0	1	2	2	2
他のたい類	12	2	2	4	3	5	6	6	7	8	8	12	12
はた類	53	6	5	2	3	6	4	5	6	5	7	6	7
他のあじ類	7	4	1	1	3	1	1	1	2	1	1	2	2
あいご類	7	4	3	2	2	0	1	1	1	1	1	2	2
ぶだい類	26	28	19	14	11	9	8	8	10	13	13	12	10
その他	31	31	10	0	12	18	15	15	18	18	22	21	21
その他の水産物類	29	-	-	7	14	41	28	20	21	25	21	18	23
貝類	6	13	7	8	5	14	13	11	14	11	10	17	14
海藻類	1	0	0	24	1	4	0	1	1	11	4	13	12

資料：沖縄農林水産統計年報
平成 20 年以降は今帰仁村漁業協同組合

■ 漁種別生産額の推移

単位：百万円



資料：沖縄農林水産統計年報
平成 20 年以降は今帰仁村漁業協同組合

【基本方針】

珊瑚礁が発達した沿岸環境を活かし、資源管理型漁業環境の整備等、生産基盤の拡充を図るとともに、漁業協同組合との連携を密にして流通機構の改善と漁業経営の向上に努め、漁業経営の安定・向上を推進します。

1. 漁業経営の向上

① 漁業協同組合との連携による漁業経営の向上

沿岸漁場の保全のもと、つくり育てる漁業の育成強化を図るとともに、漁業協同組合と連携し、共同販売体制による流通機構の確立を図り、漁業経営の安定・向上に努めます。

2. 生産基盤の整備

① 漁業経営の安定・強化

漁業経営の安定・強化に寄与するため、漁港の近代化及び関連施設の整備拡充、漁船の大型化など生産基盤の整備を推進します。同時に沿岸漁場の保全と資源管理型漁業の環境整備を図るとともに、養殖等の新たな水産物の生産も視野に入れた展開に努めます。

3. 漁業協同組合との連携

① 共同販売体制の充実

漁業経営の安定・強化に寄与するため、漁業協同組合を中心とした共同出荷、共同販売体制等の流通機構の充実・強化に努めます。

② 直売所等の整備推進

都市と農村との交流促進の観点から漁港での直売所等の整備に努めます。

【施策体系】

1. 漁業経営の向上

① 漁業協同組合との連携による
漁業経営の向上

2. 生産基盤の整備

① 漁業経営の安定・強化

3. 漁業協同組合との連携

① 共同販売体制の充実

② 直売所等の整備推進

2 節 地域資源を活かした観光振興

本村は豊かな自然、伝統的な集落景観、歴史・文化資源、さらには様々な観光資源が数多く存在します。これらを活かせるよう、素通り型の観光から滞在型の観光への誘導に努めます。

(1) 地域力を活かした観光の振興

【現状と課題】

本村は、歴史文化と自然環境に恵まれた多くの地域観光資源を有しています。国指定文化財で世界遺産群の一つに登録された今帰仁城跡を筆頭に、古宇利島（古宇利大橋）、松並木の美しい仲原馬場、乙羽岳の森林公園、ウップマをはじめとする美しい砂浜等などが知られ、多くの人々が訪れているほか、近年では映画やドラマ、CM 等の撮影のロケ地としても多く利用されています。

平成 22 年 12 月にワルミ大橋が開通したことにより、県を代表する観光施設である「美ら海水族館」（本部町）からの観光客の流入が期待できます。そのような中で、素通り型の観光ではなく滞在型の観光へ誘導していく必要があります。近年、これら観光ルートを活用した取り組みとして「古宇利島マジックアワーRUN」が実施されています。

今後は、今帰仁村観光協会とともに観光ルートを明確にして、観光の回遊性を高め、観光ルート上に地域特産品を販売し、食事等が楽しめる地産地消拠点施設の充実や体験型農業や民泊、エコツーリズム等地域住民が主体となった地域交流型の施策展開を図る必要があります。



【基本方針】

村の観光振興の基本理念である“自然と歴史とロマンに満ち躍動するむら”、さらには県が掲げる“世界水準の観光リゾート地の形成”の実現を図るため、本村の有する歴史・文化資源や自然環境を活用して世界に通用する観光人材の育成等多様な施策を展開し、村観光の魅力向上を図ります。

1. 滞在交流型・地域交流型の観光振興

①観光ルートの明確化

世界遺産群の一つである今帰仁城跡を中核に古宇利島や映画・ドラマのロケ地等新たな観光地や観光資源を結びつけた周遊型観光が行えるよう、今帰仁村の各種拠点や特産品が一目でわかるよう統一した観光マップの作成に努め、観光ルートの明確化を図ります。

②地域特産品の販売、地産地消拠点の充実

観光ルート上で地域特産品を販売するとともに、地産地消拠点施設の充実を図り、周知手法の検討に努めます。

③地域交流型の施策展開

滞在交流型観光の振興を図るため、体験型農業、民泊、エコツーリズム、スポーツ・ヘルスツーリズム等の地域住民が主体となった地域交流型の施策展開を図り、受け入れ態勢の強化に努めます。

2. 誘客・宣伝の強化

①各種イベント、交流事業等による誘客の充実

本村や北部地域への来訪者の誘客・宣伝を図るため、各種イベント、交流事業の充実やスポーツ交流・体験滞在型観光の誘致を推進し、誘客プロモーションの強化に努めます。

②観光客に対応した宣伝の強化

隣接市町村や広域組織と連携を取りつつ、観光情報の充実と観光地をはじめとする各種サイン（多国語による誘導・案内表示）の整備などに努めます。

今帰仁村観光協会を中心として、国内外への情報発信に努めるとともに、誘客促進や特産品開発、着地型観光ツアーの創出を推進します。また、国外から訪れる観光客への対応のため、外国語が話せる人材育成に努めます。

3. 広域観光の振興

①北部地域との連携推進

観光の振興は、広域的に取り組むことが効果的であることから、村内における観光振興の充実を図るとともに、サイクリングコースにおける休憩スポットの設置等、隣接する名護市や本部町をはじめとする北部地域との連携推進に努めます。

【施策体系】

1. 滞在交流型・地域交流型の観光振興

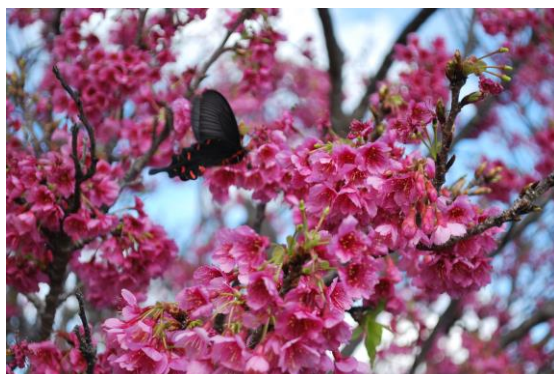
- ① 観光ルートの特明確化
- ② 地域特産品の販売、地産地消拠点の充実
- ③ 地域交流型の施策展開

2. 誘客・宣伝の強化

- ① 各種イベント、交流事業等による誘客の充実
- ② 観光客に対応した宣伝の強化

3. 広域観光の振興

- ① 北部地域との連携推進



3 節 地域商工業の振興

本村の商業店舗は、国道 505 号沿いを中心に点在するほか、酒造所や製糖工場、陶器工房、地域特産品の販売や食事ができる「今帰仁の駅そ〜れ」等、店舗や工場が立地しています。幹線道路を中心に点在する店舗・工場等の資源を、有機的連携や広域的ネットワークの観点から最大限活用し、振興に努めます。

(1) 商業の振興

【現状と課題】

本村の商業は、国道 505 号沿いに商業店舗が点在しているほか、各集落には地域の日用雑貨等を提供する小売店舗（マチヤグァー）が点在する形態となっています。

平成 26 年における商店数は 78 店で、内訳は卸売業 9 店、小売業 69 店となっています。また、全従業者数は 249 人で年間売上は 31 億 1,850 万円となっています。平成 19 年と比較すると、卸売業・小売業ともに事業所数と従業者数、年間販売額は減少し、1 事業所当たりの従業者数、1 事業所当たりの販売額と 1 人当たりの販売額は増加しています。

小売業者を業種別にみると、飲食料品小売業が約半数を占めますが、年々減少傾向にあります。いずれの業種も商業経営者の高齢化や後継者不足、地域コミュニティの衰退に加え、車社会を背景とした消費者の行動範囲の拡大や大型店舗の名護市郊外への進出等により一層厳しい経営が強いられています。平成 26 年度の沖縄県買物動向調査による地元購買率をみると、最寄品（一般食料品）は 43.3%が地元で購入していますが、買回品（婦人服）の 97.6%は村外で購入しています。

今後は、行政と商工会が連携を密にして、回遊できる快適な商業環境づくりを進め、地域資源を活かし、地元利用者のみならず訪れる観光客も楽しめる商業施設の活性化に取り組むとともに、小規模商業者の育成及び雇用機会の創出、各集落のマチヤグァーの個性化を推進していく必要があります。

■ 商業の概要

		事業者数 (戸)	従業者数 (人)	1事業所当り 従業者人数	年間商品販売額(万円)		
					万円/事業所	万円/人	
卸売業	平成 3年	21	61	3	133,787	6,371	2,193
	6年	12	38	3	115,672	9,639	3,044
	9年	10	32	3	138,340	13,834	4,323
	11年	17	74	4	126,400	7,435	1,708
	14年	20	81	4	192,079	9,604	2,371
	16年	20	79	4	172,600	8,630	2,185
	19年	15	70	5	115,022	7,668	1,643
	26年	9	45	5	103,256	11,473	2,295
小売業	平成 3年	186	466	3	421,668	2,267	905
	6年	165	372	2	368,967	2,236	992
	9年	153	360	2	366,278	2,394	1,017
	11年	149	310	2	306,000	2,054	987
	14年	143	349	2	278,148	1,945	797
	16年	136	239	2	273,900	2,014	1,146
	19年	120	318	3	260,678	2,172	820
	26年	69	204	3	208,594	3,023	1,023

資料：商業統計調査

■ 小売業商店数

単位：件

		合計	織物・衣服 身の回り品	飲食料品	自動車 自転車	家具・什器	その他
6年	165	8	82	4	8	63	
9年	153	7	77	4	7	58	
11年	149	6	69	3	8	63	
14年	143	7	68	3	7	58	
16年	136	7	64	4	7	54	
19年	120	8	56	2	4	50	
26年	69	0	25	3	-	41	

資料：商業統計調査

■地元購買率

単位：％

	買回品(婦人服)		最寄品(一般食料品)	
	地元	地元外	地元	地元外
平成 13年度	5.3	94.7	8.2	91.8
16年度	52.5	47.5	59.9	40.1
19年度	5.7	94.3	39.4	60.6
22年度	0.0	100.0	40.6	59.4
26年度	2.4	97.6	43.3	56.7

資料：沖縄県買物動向調査報告書

【基本方針】

地域商業や地域コミュニティの衰退に歯止めをかけるため、商業施設の活性化や地域商店の役割を認識した商業環境の向上に努めるとともに、各種制度を活用しつつ経営の近代化を図ります。

1. 商業環境の整備

①景観保全に配慮したまち並み景観形成の向上

本村の商業施設は、仲宗根地区を中心に国道505号沿いに点在することから、景観保全に配慮したまち並み景観形成の向上に努めます。

②商工会活動の拡充支援

各集落にある地域商店については、日常生活用品の購入の場としてだけでなく地域コミュニティの場としても大切な役割を担っていることから、コンビニエンスストアにはない地域商店としての役割を認識しつつ環境づくりに努めます。また、商工会活動の拡充強化を支援します。

2. 経営の近代化

①各種制度活用による意識の改革・高揚

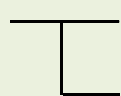
地域商店や中心商店街の自立促進のためには、店主の意識の改革・高揚が大切であり、このため、商工会による各種制度を活用した研修制度や交流イベント等の継続及び拡充を図ります。

②観光・リゾート産業等との連携

世界遺産の一つである今帰仁城跡を中核とした観光・リゾート産業との連携を強化し、地元利用者のみならず訪れる観光客等も楽しめる魅力ある商い空間づくりと新たな販路の開拓に努めるとともに、商工会活動の拡充を促進します。

【施策体系】

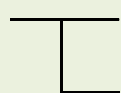
1. 商業環境の整備



① 景観保全に配慮したまち並み景観形成の向上

② 商工会活動の拡充支援

2. 経営の近代化



① 各種制度活用による意識の改革・高揚

② 観光・リゾート産業等との連携

(2) 工業の振興

本村の平成 26 年における工業の事業所数は 9 件、従業者数が 130 人、製造出荷額は 22 億 847 万円となっています。前年に比べ事業者数は同数であるが、従業者数、製造出荷額及び粗付加価値額については増加しています。今後は、既存地場産業の自立促進を促すことはもちろんのこと、商業・観光・リゾート産業と連携した伝統工芸産業や農林水産物の加工産業等、新規産業の振興を促進していく必要があります。

■工業の概要

	事業者数 (件)	従業者数		製造出荷額等			粗付加価値額	
		(人)	人/件	(万円)	万円/件	万円/人	(万円)	万円/人
平成 18年	12	164	14	242,389	20,199	1,478	104,691	638
19年	11	164	15	226,519	20,593	1,381	98,413	600
20年	19	187	10	286,025	15,054	1,530	141,182	755
21年	11	171	16	262,903	23,900	1,537	120,041	702
22年	11	162	15	250,257	22,751	1,545	108,016	667
23年	9	141	16	242,731	26,970	1,721	-	-
24年	10	143	14	225,795	22,580	1,579	89,042	623
25年	9	126	14	197,140	21,904	1,565	51,337	407
26年	9	130	14	220,847	24,539	1,699	86,882	668

資料：工業統計調査・H23 の値は H24 年経済センサス活動調査

【基本方針】

長引く不況と不透明な経済状況のなかで、商業・観光・リゾート産業との連携を強化し、既存工業の生産環境の整備支援を図るとともに、地域特性を活かした新たな企業の展開に対しては経営安定化に向けた各種の支援策に努めます。

1. 生産環境の整備

①既存工業の活性化

生産・流通環境の整備や必要な設備の近代化を促進し、既存工業の活性化を図ります。

②新規企業への支援体制

今帰仁村の地域特性を活かした新規企業については、育成支援体制に努めます。

2. 経営の近代化

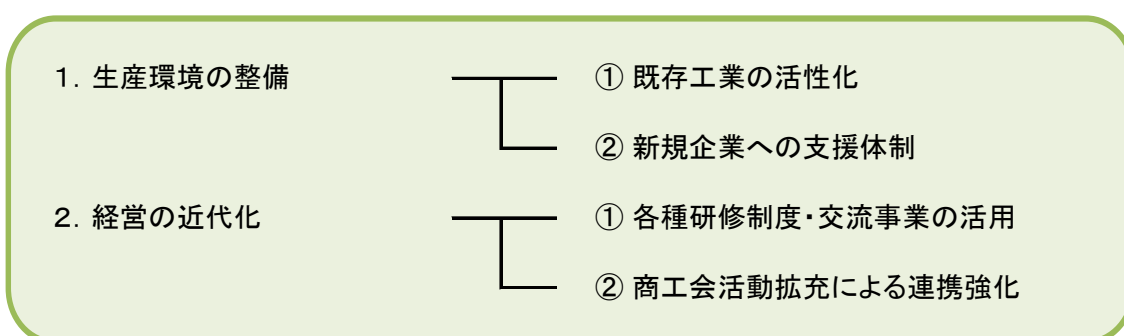
①各種研修制度・交流事業の活用

既存工場の自立促進のためには、経営者の意識の改革・高揚が大切であり、このため、各種の研修制度や交流事業等の継続・拡充を図ります。

②商工会活動拡充による連携強化

商工会活動を拡充するとともに、商業・観光・リゾート産業・農業・漁業との連携を強化し、共同化・協業化を促進します。

【施策体系】



(3) 農林水産加工業の振興

【現状と課題】

本村には、多様な地域素材を質の高い製品へと加工する技術を持つ個人や事業所が多いものの、ワラビ細工や陶芸等にみられるように、それらはいずれも零細規模の個人企業にとどまり、産業として発展していない状況にあります。

しかし、農林水産物に目を向けると、温暖な気候を利用したマンゴーやパパイヤ等の亜熱帯果樹の栽培やキノコの生産、稚ウニの放流、モズクの養殖等が行われているほか、月桃やクワンソウ、ハイビスカス、モリングガの有用成分を利用した自然派化粧品やコスメ関連製品の生産も行われています。

これらの農林水産物の付加価値を高めるとともに、地域で産する農林水産業の生産拡大と雇用の拡大を図るために、特産加工産業の振興や人材育成に努める必要があります。

このような観点から今後は、一次産業や既存製造者はもとより、女性の会、商工会、JA、漁協、観光協会等関連団体との連携を図り、地域特産品加工業の推進と優れた今帰仁ブランド開発の支援に努める必要があります。

【基本方針】

製造業は雇用力が強く、地域雇用に大きく寄与することから、本村の人口増加を図る上からも地域特産品加工業の振興と育成に努めます。

1. 地域産物の特産品化

①地場産業の育成支援

地域産物の特産品化を推進し、地域雇用の拡大と地場産業の自立を図るため、既存地場産業の育成支援を図るとともに、新たな商品開発にも努めます。

②今帰仁ブランド化の推進

経営感覚に優れた人材の育成・確保に努め、関係組織や研究機関と連携を強化し、特産品の研究・開発と地域資源を活かした優れた製品のブランド化を推進します。また、必要に応じて地域にふさわしい優良企業の誘致に努めます。

2. 生産基盤の整備

①農林水産加工業の育成

農産物や水産物等に高付加価値をつけるため、地域特産物を使用した農林水産物加工業の育成に努めます。

②既存施設の機能充実・強化

販売においては、地域住民や活用する事業者等の意見を踏まえ直売所等の既存施設における機能の充実・強化に努めます。

【施策体系】

1. 地域産物の特産品化

① 地場産業の育成支援

② 今帰仁ブランド化の推進

2. 生産基盤の整備

① 農林水産加工業の育成

② 既存施設の機能充実・強化



第5章 地域で育てる生活環境

～海・山・川・未来へつなぐやすらぎのむら～

【生活環境整備構想】

1 節 美しい景観の保全・整備

- (1)良好な景観資源を活用したむらづくり

2 節 生活基盤の整備推進

- (1)多様な道路環境づくり
- (2)公共施設の整備

3 節 定住促進に向けた住環境整備

- (1)魅力ある住環境の整備

4 節 環境衛生の向上

- (1)環境衛生の向上
- (2)リサイクルの推進
- (3)生活用水の安全確保



1 節 美しい景観の保全・整備

本村は豊かな自然と歴史文化の薫り高いむらです。各集落はクサティ森※を背にした石灰岩台地を中心に分布しており、御嶽の森、フクギ屋敷林、伝統的民家等は至るところで見られます。美しい海・山・川や歴史文化的景観、安らぎのある集落景観を守り、育み、後世へ引き継ぐため、村民と一体となって良好な景観づくりに取り組み、地域の財産である重要な資源の保全・整備を推進します。

(1) 良好な景観資源を活用したむらづくり

【現状と課題】

本村には、19 の集落が肥沃で水はけの良い琉球石灰岩台地を中心に分布し、乙羽岳をはじめ東西に連なる山々の深緑に包まれるように集落が立地しています。集落の背後地となる緑地には貴重な動植物をはじめ、地域住民の拠り所である御嶽の森や神アサギが大切に継承されています。

集落内では今泊集落や運天集落に代表されるようなフクギの屋敷林や石垣、伝統的民家、さらにかつての松並木の宿道や馬場等も見られます。また、各字を中心とした祭祀・行事や清掃活動等も行われ、地域住民の地域力（コミュニティ）の高さが伺えます。

しかしながら、このような美しいむら並みは、地元では日常化していることから優れた垣を有していることが認識されにくいものであり、美しい集落景観が薄れつつあります。

これらの美しい海・山・川や歴史文化を有するむら並みは、本村を特徴づける地域の財産であり、住民が愛着や誇りをもって子や孫に受け継がなければならないものです。村民自らが主体となって美しいむらづくりに取り組むことが望まれており、美の基準づくりや住民参加の仕組みについて検討を行い、集落景観の保全整備を図る必要があります。

※クサティ森（腰当森）

クサティ（腰当）とは、信頼し寄り添い身を任すという意味である。

典型的な沖縄の集落は冬の北風を防ぐ丘を背に、日当たりの良い南側斜面に立地する。その背後の丘をクサティ森といい、この丘には集落の祖霊神が宿る御嶽がある。集落全体がこのクサティを背後に形成され、祖霊神は自己の子孫の集落を膝に抱き、愛し護るという沖縄の固有信念である。

【基本方針】

豊かな自然と歴史文化の薫り高いむらを次世代に継承していくことが私たちの責務であります。そのためにも、地域住民との共通認識を図りながら、集落景観の保全整備に努めます。また、住民協力のもと、地域づくりに結びつく住民参加の仕組みづくりに取り組んでいきます。

1. 美の基準づくり

①景観計画に基づいた集落景観の保全・再生・創造

本村は豊かな自然と歴史文化の薫り高いむらであり、次世代に美しい集落景観を残していくことが重要であります。そのため、平成25年3月に制定された景観条例のもと、より実効性の高い景観形成を推進するとともに、景観計画に基づいた地域毎の特性を活かしたフクギの屋敷林や石垣等の良好な集落景観の保全・再生・創造を図ります。

2. 参加のしくみづくり

①住民主体による定期的な清掃活動の推進

うるおいのあるむらづくりを推進するためには、住民自らが主体となり愛着を深めることが必要であります。地域住民による身近な生活環境の向上を図るため、住民の協力のもと、集落・屋敷内の緑化や定期的な美化運動をはじめ、道路や海岸等の清掃活動を推進します。

②緑化木を活用した緑化の推進

生産が盛んな村内の緑化木の活用等により、村全域にわたって緑化の推進を図っていきます。

③環境教育による住民意識の向上

地域住民の認識を深めるため、環境教育の実施をはじめ、先進地視察や様々なむらづくりに関する講師等を招いた学習会等を開催し、幅広い住民の意識を高めることに努めます。

【施策体系】

1. 美の基準づくり

① 景観計画に基づいた集落景観の
保全・再生・創造

2. 参加のしくみづくり

① 住民主体による定期的な清掃活動の推進

② 緑化木を活用した緑化の推進

③ 環境教育による住民意識の向上

2 節 生活基盤の整備推進

うるおいのある美しいむらづくりを目指すため、本村の優れた集落景観の保全に努めるとともに、日常生活の基盤となる道路や公共施設等の生活基盤の整備を推進し、生活環境の向上を図っていきます。

(1) 多様な道路環境づくり

【現状と課題】

本村の道路網は、本部半島を周回する国道 505 号、主要地方道の県道 72 号線（名護運天港線）、県道 115 号線、県道 123 号線、県道 247 号線（古宇利屋我地線・古宇利大橋）、県道 248 号線（屋我地仲宗根線・ワルミ大橋）の 5 路線を主軸に村道 164 路線（うち一級 9 本、二級 20 本、その他 135 本）で構成されています。平成 26 年現在の道路整備の状況は国道の改良率、舗装率はともに 100%、県道の改良率は 96.6%、舗装率は 100%となっています。平成 28 年現在の村道の全体は改良率 65.1%、舗装率 84.8%となっており今後とも需要に応じた村道の整備を行う必要があります。

主要道路の交通量をみると、国道 505 号（湧川）、県道 247 号線（古宇利大橋）については増加を示し、それ以外は減少しています。村内は、地形的な影響によりトンネルや高低差、カーブの多い道路形態であることから、安全で快適な幹線道路のネットワークが求められます。

住民生活や生産活動を支える生活道路の良好な道路環境づくりに向け、集落間を結ぶ道路、集落内道路や通学路等についてはユニバーサルデザイン※の考えを踏まえることが求められています。また、路面改良や舗装等の量的な面だけでなく、地域の自然・景観等への配慮や誰もが安心して快適に利用できる道路整備の在り方など、良質な面を重視した道路づくりが求められます。

※ユニバーサルデザイン

障害のある人や高齢者のために特別な対策を行うのではなく、まちづくりやものづくりの最初の段階から「誰にでも使いやすい」ように計画・設計すること。

■国道及び県道の整備状況（平成26年4月1日現在）

単位：m、%

	総延長	実延長	改良済		舗装率 (簡易含)	高級 舗装率	歩道延長	
			延長	改良率			設置延長	総延長
国道	11,926	11,926	11,926	100.0	100.0	100.0	11,570	26,102
県道	32,602	20,465	19,765	96.6	100.0	96.6	15,224	21,283
主要地方道	24,792	12,980	12,980	100.0	100.0	100.0	9,300	13,923
一般県道	7,810	7,485	6,785	90.6	100.0	90.6	5,924	7,360

資料：道路施設現況調査

※舗装率（簡易含）：簡易舗装、セメント舗装、高級舗装

※高級舗装率：セメント舗装、高級舗装の合計

■村道の整備状況（平成28年4月1日現在）

単位：m、%

	総延長	実延長	改良済		舗装率 (簡易含)	高級 舗装率	歩道延長	
			延長	改良率			設置延長	総延長
村道	137,575	131,637	85,696	65.1	84.8	25.9	29,682	29,835
一級	24,485	24,443	23,735	97.1	100.0	93.5	18,197	18,228
二級	22,914	22,615	18,504	81.8	97.2	53.0	8,424	8,510
その他	90,176	84,579	43,457	51.4	77.2	16.0	3,061	3,097

資料：建設課

■主要道路の交通量

	平成17年度	平成22年度	伸び率	区間番号	観測地点
	平日24h交通量(台)	平日24h交通量(台)			
国道505号	7,271	5,480	-24.6%	1089	平敷
国道505号	5,144	5,241	1.9%	1090	湧川
県道72号線	4,987	4,495	-9.9%	4036	玉城
県道72号線	1,663	1,474	-11.4%	4037	渡喜仁
県道115号線	624	-	-	6063	今泊
県道123号線	1,704	1,487	-12.7%	6064	呉我山
県道247号線	1,527	2,086	36.6%	6123	古宇利大橋入口

資料：道路交通センサス

※今帰仁村第四次総合計画 後期基本計画を作成した平成29年3月時において、平成27年道路交通センサス・交通量が未公表の為、前期基本計画同様平成22年道路交通センサスの資料を用いた。

【基本方針】

広域的な道路ネットワークの充実や生活環境の向上を図るため、幹線道路と生活道路の整備を推進します。また、自然環境への配慮や誰もが安全で快適に利用できる質の高い道路環境づくりを目指します。

1. 幹線道路の整備

① 国道・県道の整備促進

本村の主軸となる国道や県道等の幹線道路は、周辺市町村を結ぶ広域的な道路ネットワークを形成するものであり、国や県と連携し、道路環境の整備を推進します。

② 幹線道路等を活用した自転車道路の整備促進

今帰仁城跡や諸志御嶽の植物群落等の多くの資源を回遊しつつ、本部半島や古宇利島を周遊できるような自転車道路の整備を促進するため、自転車道路の整備計画を策定し、本村の魅力アップに努めます。

2. 生活道路の環境整備

① 住民の生活基盤となる生活道路の整備

住民の基盤となる生活道路は、高齢者や障がい者にやさしいバリアフリー等に配慮した道路改良事業及び交差点改良事業等を推進します。

② 自然環境や集落景観に配慮した道路環境の整備

フクギ並木等の道路緑化及びポケットパーク等の緑陰の創出に努め、自然環境や集落景観に配慮した道路環境の整備を図ります。

③ 安心・安全に配慮した生活道路の整備

観光客の増加に伴い、集落内を走行するレンタカーや自転車が見られることから、交通安全施設の整備拡充を図るとともに、交通安全意識とマナーの向上に努めます。

【施策体系】

1. 幹線道路の整備

- ① 国道・県道の整備促進
- ② 幹線道路等を活用した自転車道路の整備促進

2. 生活道路の環境整備

- ① 住民の生活基盤となる生活道路の整備
- ② 自然環境や集落景観に配慮した道路環境の整備
- ③ 安心・安全に配慮した生活道路の整備

道路事業計画表

今帰仁村第四次総合計画 後期基本計画期間 H29年度 (本要望) (2017) → H30年度 (2018) → H31年度 (2019) → H32年度 (2020) → H33年度 (2021) → H34年度 (2022) → H35年度以降 (2023~)

事業期間	着手年度	完了年度	H29年度 (本要望) (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	H34年度 (2022)	H35年度以降 (2023~)
今泊港川周辺環境整備事業	H24	H32	↓	↓	↓	↓	↓		
古宇利線	H25	H29	↔						
古宇利線2期	H30	H33	↓	↓	↓	↓	↓		
与那嶺線	H29	H31	↔	↔	↔				
古宇利渡海原線	H29	H31	↔	↔	↔				
古宇利一周線	H29	H38	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
越地与比地小浜原線	H30	H32	↓	↓	↓	↓	↓		
仲宗根兼久原線	H31	H34			↓	↓	↓	↓	
古宇利宇辺の花線	H33	H37				↓	↓	↓	↓
仲宗根上真喜屋原線	H33	H35				↓	↓	↓	↓
今帰仁城跡線	H34	H37					↓	↓	↓
上運天大川原線	H36	H40						↓	↓
古宇利雨底原線	H38	H41						↓	↓

橋梁補修・架替整備計画

呉我山仲山原線 (呉我山仲山橋)	H29	H30	↔						
かりゆし橋撤去	H31	H32	↓	↓	↓	↓	↓		
与保城橋	H32	H33	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
仲宗根橋	H33	H34	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

自転車道整備計画

古宇利一周線	H29	H38	↔						
--------	-----	-----	---	--	--	--	--	--	--

(2) 公共施設の整備

【現状と課題】

村内には19の集落があり、各集落には地域活動の拠点として公民館や集落センターが立地しています。公民館や集落センター付近の緑地や広場には御嶽や神アサギなどの拝所がみられ、地域住民の大切な空間であるとともに災害時の避難場所等も兼ね備えた広場空間となっており、公民館や集落センターの維持・活用が求められます。

【基本方針】

1. 地域内の公共施設の整備

①地域内公共施設の機能拡充

子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安心・安全に暮らすことができるよう、地域防災センターや地域コミュニティの核となる公民館や集落センター、公園等については、機能の拡充に努めるとともに、老朽化のみられる公民館や集落センターの建替え、集落内公園の整備を検討します。

2. 避難場所・避難経路の確保

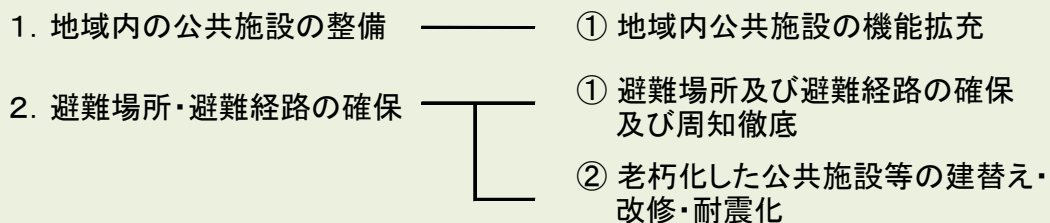
①避難場所及び避難経路の確保及び周知徹底

地震や津波による災害に備え、公園等の避難場所の確保や要支援者への対応等、避難場所への避難経路を明確にし、その周知徹底を図るとともに、住民、観光客、外国人にも周知ができるよう、引き続き多言語表示化に取り組みます。

②老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化

老朽化した公共施設等については、建替え・改修・耐震化に努めるとともに、災害防災機能を備えた複合施設整備を視野に入れた公共施設等総合管理計画に基づいた施設の再編配置を検討します。

【施策体系】



3 節 定住促進に向けた住環境整備

本村は、豊かな自然環境、ゆとりある住環境、地域コミュニティという魅力があり、それらは癒しの空間として高い価値があります。本村の持つ癒しの効果は大きな魅力資源であり、定住人口の増加につながることを期待されます。村営住宅の整備や民間事業者の参入を促し、定住環境の整備を図り、子育て世代の若年層や高齢者、障がい者が安心して暮らせる住宅の確保など、福祉との連携に努めます。

(1) 魅力ある住環境の整備

【現状と課題】

本村の人口は昭和 55 年以降ほぼ横ばいで推移しています。少子高齢化が進展しているなかで、一世帯当たり人員が減少し世帯分離が進んでいる状況であり、世帯数は緩やかに増加傾向にあります。

本村の住宅状況について平成 27 年の国勢調査をみると、住宅に住む一般世帯 3,448 世帯のうち持ち家が 2,745 世帯 (79.6%)、次いで民間借家 529 世帯 (15.3%)、公営借家 96 世帯 (2.8%)、給与住宅 26 世帯 (0.8%) となっており、持ち家が大部分を占めています。本村の各集落内及びその周辺は、農業振興地域の農用地区域に指定された用地が多いことから新たな住宅の立地には制限が加えられています。人口流出防止や若年層の定住化を図るためにも、適正な住宅用地の確保が求められています。また、高齢者や障がい者にも対応した多様な住宅の供給を図りながら、住居水準の向上を図る必要があります。

平成 27 年度における本村の村営住宅は 11 団地、100 戸の住宅を供給しています。村営住宅の各年度の空き家募集状況を見ると、入居募集に対する応募倍率は約 15 倍とかなり高い倍率にあります。今後とも子育て世代や高齢者、核家族等のニーズに対応した住宅の供給及び適正な住宅地の確保を図るとともに、フクギ林や垣等の自然環境や集落環境との調和等に配慮した住宅整備に努める必要があります。

■住宅の状況

	住宅に住む 一般世帯数	主世帯								一世帯 当り人員 (人)	一世帯 当り面積 (m ²)	一人当り 面積 (m ²)	
		持ち家		公営借家		民間借家		給与住宅					小計
平成 2年	2,829	2,397	84.7%	46	1.6%	336	11.9%	42	1.5%	2,821	3.2	70.3	22.2
7年	2,970	2,463	82.9%	71	2.4%	388	13.1%	35	1.2%	2,957	3.1	75.4	24.6
12年	3,008	2,468	82.0%	88	2.9%	393	13.1%	30	1.0%	2,979	3.0	84.0	27.7
17年	3,186	2,590	81.3%	88	2.8%	455	14.3%	25	0.8%	3,158	2.9	81.5	28.5
22年	3,332	2,673	80.2%	88	2.6%	483	14.5%	25	0.8%	3,269	2.7	-	-
27年	3,448	2,745	79.6%	96	2.8%	529	15.3%	26	0.8%	3,396	2.6	-	-

資料：国勢調査

■村営住宅の状況

名称	位置	規格		入居戸数	建築年度	延べ床面積(m ²)
		構造	一世帯当り住戸専用面積(m ²)			
湧川団地	湧川45	コンクリートブロック2階建	64.6	6	昭和59年度	387.3
天底団地	天底772-2	コンクリートブロック2階建	64.6	12	昭和59年度	774.6
今帰仁団地	平敷816-1	コンクリートブロック2階建	64.6	12	昭和60年度	774.6
兼次団地	兼次124	コンクリートブロック2階建	64.6	6	昭和60年度	387.3
勢理客団地	勢理客294	コンクリートブロック2階建	62.7	6	昭和62年度	376.3
与那嶺団地	与那嶺481-1	コンクリートブロック平屋建	61.9	6	昭和63年度	371.4
勢理客第二団地	勢理客305-1	コンクリートブロック平屋建	61.9	6	平成2年度	371.4
謝名団地	謝名628-1	コンクリートブロック平屋建	64.2	6	平成4年度	384.9
山岳団地	天底164-2	コンクリートブロック耐中建	64.9	12	平成5年度	778.8
玉城団地	玉城75	コンクリートブロック2階建	70.2	16	平成9・10年度	1,123.2
仲宗根団地	天底139-1	鉄筋コンクリート2階建	87.3	12	平成25年度	980.3
兼次第2団地	今泊3933	鉄筋コンクリート2階建	87.3	12	平成29年度	980.3
村営団地戸数				112		

資料：総務課

■村営住宅空き家の募集状況

単位：戸、%

年度	応募世帯(A)	入居世帯(B)	倍率(A/B)
平成 12年度	26	3	8.7
13年度	27	2	13.5
14年度	31	2	15.5
15年度	26	1	26.0
16年度	30	0	0.0
17年度	22	2	11.0
18年度	32	2	16.0
19年度	29	2	14.5
20年度	21	3	7.0
21年度	13	3	4.3
22年度	21	2	10.5
23年度	23	4	5.8
24年度	25	2	12.5
25年度	34	3	11.3
26年度	22	15	1.5
27年度	30	2	15.0

資料：総務課

【基本方針】

自然環境や集落景観に配慮しつつ、住宅需要に対応した住宅及び住宅地の整備を検討します。また、住民が安全で安心した暮らしを営むことができるよう住みよい居住環境の整備を図りながら、集落全体としての魅力向上を図り質の高い生活環境の創出を目指します。

1. 住宅及び住宅地の整備

①定住化に向けた住みやすい環境の整備

若者をはじめ住民の定住化を促進するため、住宅地の確保に向けた土地利用計画を見直し、自然環境や集落景観に配慮しつつ住みやすい環境の整備に努め、住民が安全で安心した暮らしを営むことができるよう居住水準の向上を図ります。

②子育て世代・高齢者・障がい者にも対応した多様な住宅の供給

子育て世代の若年層や高齢者、障がい者等にも対応した多様な住宅の供給を促進するとともに、低所得者世帯に対応した住宅助成制度等の導入を検討します。

③公営住宅の長寿命化の推進及び新設の検討

公営住宅については、改修・改善による長寿命化を推進するとともに、新設の検討も行いながら、住宅需要に応じた住宅供給に努め、また、民間事業者の参入を促します。

2. 居住環境の整備

①うるおいある居住環境の創出

うるおいある居住環境を創出するため、緑地の保全・育成計画を策定し、集落を取りまく緑地の保全・育成に努め、災害時における避難場所ともなる公園・緑地の整備を検討します。

②地域活動拠点施設及び集落センターの多様な活用

各集落にみられるシンボリックな広場や御嶽・拝所等の緑化を促進するとともに、地域住民の活動拠点となる集落センター等の多様な活用を図るため、機能を拡充し、地域の顔づくりに努めます。

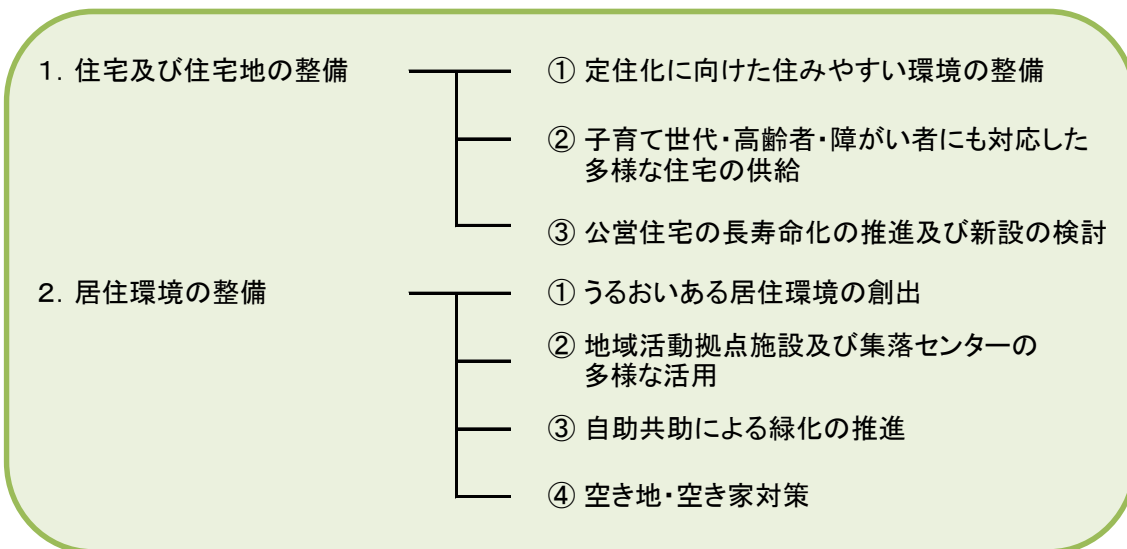
③自助共助による緑化の推進

集落内道路やフクギの屋敷林、幹線道路、公共施設等の公共空間等における地域住民の自助共助による緑地の保全活動を促すため、地域活動交付金等の創設を検討します。

④空き地・空き家対策

近年増加しつつある空き家については、不法投棄や倒壊など住環境への影響が懸念されることから、空き家の有効活用について検討します。また、空き地については、新たな住宅地の確保や公共空間としての活用等、良好な住環境の形成に向けた取り組みを検討します。

【施策体系】



村営団地整備計画

今帰仁村第四次総合計画 後期基本計画期間 H29年度 事業計画年度 \longleftrightarrow

事業期間	着手年度	完了年度	H29年度 (本要望) (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	H34年度 (2022)	H35年度 以降 (2023~)
湧川団地	H30	H33		\longleftarrow	\longleftrightarrow	\longrightarrow			
上運天団地	H31	H33			\longleftarrow	\longrightarrow			



4 節 環境衛生の向上

生活用水の安定確保やゴミ・し尿の適切な処理は、日常生活を営むうえで基本的条件であります。これまで大量消費や大量廃棄を見直し、自然環境に十分に配慮した循環型社会の構築が求められています。

(1) 環境衛生の向上

【現状と課題】

本村は、「本部町今帰仁村清掃施設組合」によってゴミ処理業務が行われています。ゴミ処理の状況を見ると、ゴミの年間収集量は年によって変動はあるものの、近年では2,700 t～2,900 t 台でほぼ横ばいで推移しています。現在、ゴミの分別は燃えるゴミ、燃えないゴミ、資源ゴミ、有害危険ゴミ、粗大ゴミの5種類で分別収集の徹底が図られています。平成27年度におけるゴミの処理状況の割合は、直接焼却による処理が92.3%、直接最終処分量が1.4%、焼却以外の中間処理が3.4%、直接資源化量が2.9%となっています。

本村では、豊かな生活環境を次世代に引き継ぎ、適正なゴミ処理と減量化を推進するため、平成28年2月から燃えるゴミと粗大ゴミの有料化がスタートしました。

家庭ゴミの有料化に伴い、各家庭及び事業所でのゴミの発生・排出抑制・分別収集の徹底やゴミの再利用化等、村民、事業者、行政それぞれの立場から役割と責任を分担した協働の取り組みについて周知を図り、さらなる排出抑制への協力を求めていく必要があります。

し尿処理の状況を見ると、し尿の年間総収集量は平成17年の2,035k1から平成27年の4,145k1と10年間で約2倍増加しています。

今後とも、環境衛生の向上を図るとともに、し尿回収業務の定期回収の徹底や、し尿浄化槽及び集落排水事業の導入等による水質汚染防止の取り組みが必要です。

■ゴミ処理状況

単位：t

区分 年度	可燃物		不燃物		資源物		合計	
	年間 収集量	月平均 収集量	年間 収集量	月平均 収集量	年間 収集量	月平均 収集量	年間 収集量	月平均 収集量
平成 17年度	2,549.05	212.42	148.44	12.37	—	—	2697.49	244.79
18年度	2,351.71	195.98	28.71	2.39	337.16	28.10	2717.58	226.47
19年度	2,428.09	202.34	25.28	2.11	333.70	27.81	2787.07	232.26
20年度	2,329.80	194.15	19.71	1.64	277.65	23.14	2627.16	218.93
21年度	2,368.51	197.38	22.40	1.87	283.79	23.65	2674.70	222.89
22年度	2,516.19	209.68	25.22	2.10	264.90	22.08	2806.31	233.86
23年度	2,636.78	219.73	40.16	3.35	241.66	20.14	2918.60	243.22
24年度	2,664.66	222.06	47.06	3.92	233.12	19.43	2944.84	245.40
25年度	2,555.78	212.98	57.54	4.80	183.43	15.29	2796.75	233.06
26年度	2,705.58	225.47	62.47	5.21	163.07	13.59	2931.12	244.26
27年度	2,693.81	224.48	67.70	5.64	169.95	14.16	2931.46	244.29

資料：住民課

■し尿収集状況

単位：kl

区分 年度	年間収集量	月平均収集量
平成 17年度	2,035	170
18年度	2,128	177
19年度	2,101	175
20年度	2,315	193
21年度	2,791	233
22年度	2,975	248
23年度	3,204	267
24年度	3,495	291
25年度	4,103	342
26年度	4,217	351
27年度	4,145	345

資料：住民課

【基本方針】

豊かな自然環境に負荷を与えない循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理も単なる処理から資源循環を基本とする社会の仕組みとしてその普及に努めます。また、自然環境に配慮した汚水処理の整備を推進するとともに、地域の実情に合わせた処理体系の確立を目指します。

1. ゴミ処理

① 定日収集及び分別収集の徹底

各家庭及び事業所のゴミ削減・減量を推進するとともに定日収集・分別収集の指導の徹底を図ります。

② 循環型社会の構築に向けた指導の強化

循環型社会の構築に向けて、資源ゴミの回収の強化と生ゴミの堆肥化を推進します。

③ 廃棄物の減量及び適正処理

農業用廃プラスチック等の定期的な収集及び家庭から出る廃棄物の減量や適正処理を図ります。

④ ゴミ削減に向けたゴミ処理計画の方策の実施

焼却施設や最終処分場の適正な維持管理を行い、長寿命化の推進、ゴミ削減の目標値の見直し等、ゴミ削減に向けて排出抑制計画の各方策の取組みの実施を目指します。

⑤ 不法投棄の指導及びパトロールの強化

ゴミの有料化に伴い、粗大ゴミの不法投棄や放置車輛の増加が懸念されることから不法投棄の徹底的な指導に努めるとともに、パトロールの強化を推進します。

2. 汚水処理

① し尿及び浄化槽の維持管理の強化

し尿及び浄化槽汚泥の安定的な収集・運搬体制の維持を図ります。また、浄化槽の定期的な清掃、検査の実施について周知を図ります。

② 合併処理浄化槽の普及促進

循環型社会形成推進地域計画の改定により、国や県と連携し合併処理浄化槽への切り替えの促進を図ります。

③ 集落排水施設整備の検討

生活排水による水質汚染を防止するため集落排水事業の導入を検討します。

【施策体系】

1. ゴミ処理

- ① 定日収集及び分別収集の徹底
- ② 循環型社会の構築に向けた指導の強化
- ③ 廃棄物の減量及び適正処理
- ④ ゴミ削減に向けたゴミ処理計画の方策の実施
- ⑤ 不法投棄の指導及びパトロールの強化

2. 汚水処理

- ① し尿及び浄化槽の維持管理の強化
- ② 合併処理浄化槽の普及促進
- ③ 集落排水施設整備の検討



(2) リサイクルの推進

【現状と課題】

各家庭から排出される燃えるゴミについては、指定ゴミ袋を利用し、ゴミの村域外からの流入防止や5種類分別を実施しています。また、可燃物は週2回、不燃物は週1回の収集が行われ、本部町今帰仁村清掃施設組合に受け入れられています。さらに、鉄やアルミ缶、スチール缶等は資源ゴミの有価物として回収され、容器包装リサイクル法※に基づき指定法人へ引き渡し、再資源化が図られています。

ゴミ問題は全国的な課題であり、その対策が求められています。本村においてもリサイクル活動の推進はもとより、地域住民の環境美化及び環境保全等の意識の向上を図る必要があります。

日常の買い物については、大型小売店舗等ではレジ袋の有料化等により、マイバックの活用が促進が図られています。本村においても小売店やコンビニエンスストア等での取り組みが期待されます。

地球温暖化対策や本村の豊かな自然環境を保全していくためには、低公害車の普及を推進し自然環境への負担を低減する必要があります。

今後とも、地域住民をはじめ企業や行政が協力し合いながら、ゼロエミッション※（ゴミを出さない）活動に取り組み、リサイクル等を推進しゴミの減量化に努める必要があります。

※容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進等に関する法律」で、飲料や食品などの容器や包装の資源化推進を目的とする法律。(1997年4月施行)

容器包装が容積にして一般廃棄物の約60%を占める現状課題に対し、指定容器包装の回収、再商品化(資源化)を事業者に義務付けた。

※ゼロエミッション

資源の消費を抑え、廃棄物を最小化することにより、地域環境への負荷を限りなくゼロに近づけるという思想。国連大学で提唱された。

産業や暮らしから排出される廃棄物や排熱をゼロまたは効率的に再利用する試みが全国的に行われている。

【基本方針】

緑豊かな自然環境を保全し、良好な生活環境を守るため、環境教育の充実や環境保全の意識啓発など環境にやさしいむらづくりを目指します。

1. リサイクルの推進

①リサイクル活動の推進

住民が環境に対する意識の向上を図るうえで、マイバックの利用を促進するとともに、ゴミ分別収集はもとよりフリーマーケット等による不用品交換等のリサイクルについて推奨します。

②環境教育による意識の啓発

ゴミ削減に対する住民意識の向上を図るため、環境教育の充実や環境副読本の提供等、子どもから高齢者までの環境美化や自然環境の保全に対する啓発活動に努めます。

③低公害車の普及

自動車等の排出ガス等により地球温暖化が進んでいることから、公用車をはじめ低公害車の普及を推進し、環境にやさしいむらづくりに努めます。

【施策体系】

1. リサイクルの推進

① リサイクル活動の推進

② 環境教育による意識の啓発

③ 低公害車の普及

(3) 生活用水の安全確保

【現状と課題】

本村は恵まれた自然環境の中に多くの緑地が見られ、豊かな自然を涵養しています。各集落では任意の水道組合により河川や湧水等を利用して水道事業の運営が行われてきましたが、昭和 50 年に水道課が設置されてから多くの集落で村管理に移行しました。簡易水道施設事業により順次整備が進み村全域での水の安定供給に努めています。簡易水道は現在 3 地区（諸志、湧川、天底）となっています。

平成 26 年度における簡易水道の状況は、年間給水量 120 万 5,414m³、1 日平均給水量 3,303m³、村民 1 人 1 日当たり平均給水量 357ℓとなっており、平成 17 年度以降ほぼ横ばいで推移しています。また、給水栓に占める実質有収率が 88.6%であり、今後とも老朽化した配水管等の整備が課題となっています。水源の保全はもとより、節水の呼びかけ等を図る必要があります。

今後も、給水需要に応じた清浄で低廉な水の安定供給に努めます。

■簡易水道の状況

単位：人

	計画給水人口	給水区域内人口	現在給水人口
平成 17年度	11,700	9,463	9,463
18年度	10,400	9,359	9,359
19年度	10,400	9,360	9,360
20年度	10,400	9,370	9,370
21年度	10,400	9,444	9,444
22年度	10,400	9,405	9,405
23年度	10,400	9,240	9,240
24年度	10,400	9,187	9,187
25年度	10,400	9,234	9,234
26年度	10,610	9,247	9,247

資料：沖縄県の水道概要

■簡易水道実績給水量

単位：m³、%

	年間給水量	1日平均給水量	1人1日平均給水量	実績年間有収水量	
					(割合)
平成 17年度	1,287,650	3,528	373	1,097,046	85
18年度	1,381,135	3,784	404	1,110,093	80
19年度	1,327,782	3,628	388	1,120,582	84
20年度	1,248,027	3,419	365	1,113,741	89
21年度	1,250,531	3,426	363	1,121,072	90
22年度	1,205,147	3,302	351	1,093,992	91
23年度	1,160,945	3,550	343	1,069,961	92
24年度	1,157,459	3,171	345	1,054,225	91
25年度	1,223,393	3,352	363	1,080,823	88
26年度	1,205,414	3,303	357	1,068,315	89

資料：沖縄県の水道概要

【基本方針】

本村の将来を見据えた給水計画に基づき、良質で安定した水の供給を図ります。また、やんばる型土地利用を踏まえた水の循環に着目しつつ、水の有効利用を図るとともに健全な水道事業の運営に努めます。

1. 水の安定供給

①配水施設等の整備及び老朽管の改良

住民に安定した良水を供給するために、導水・浄水・送水・配水施設等の整備をはじめ、老朽管の改良の整備を推進します。

②水道事業による水の安定供給

自己水源の確保を図るため水源の保全を図りながら、水道事業による水の安定供給に努めます。

2. 水の有効利用

①漏水防止対策の強化

限りのある水資源の認識のもとに、漏水防止対策の強化に努めます。

②節水意識の向上

住民の節水意識の向上のため、各行政区への呼びかけや広報紙、ポスター及び防災行政無線等を利用した広報活動の強化に努めます。

3. 水道事業の健全運営

①健全な水道事業の運営

水道事業に対する住民の理解と協力を図りながら、水道料金の徴収を徹底するとともに水道料金の改定を検討し、健全な水道事業の運営に努めます。

【施策体系】

1. 水の安定供給

① 配水施設等の整備及び老朽管の改良

② 水道事業による水の安定供給

2. 水の有効利用

① 漏水防止対策の強化

② 節水意識の向上

3. 水道事業の健全運営

① 健全な水道事業の運営



